

官報

號外

明治三十三年二月二十二日

木曜日

印刷局

○第十四回 衆議院議事速記録第三十二號

帝國議會

明治三十三年二月二十一日(水曜日)午後一時十一分開議

議事日程 第三十一號 明治三十三年二月二十一日

午後一時開議

第一 (第四號) 明治三十二年歲入歲出總豫算追加案

第二 (特第二號) 明治三十二年各特別會計歲入歲出豫算追加案

第三 (第二號) 明治三十三年度歲入歲出總豫算追加案

第四 (特第二號) 明治三十三年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

第五 (追第二號) 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

第六 水難救護法中改正法律案(永井嘉六郎外六名提出)

第七 地上權ニ關スル法律案(元田肇外八名提出)

第八 工場取締及工業ニ從事スル労働者ノ保護ニ關スル建議案(原田起城提出)

第九 在韓國居留民教育ニ關スル建議案(喜多川孝經外三名提出)

第十 製鋼事業獎勵ニ關スル建議案(堀田連太郎外二名提出)

第十一 大日本私立衛生會衛生事務講習所補助ニ關スル建議案(三坂行三外三名提出)

第十二 大船渡開港鐵道鐵業國庫補助ニ關スル建議案(下飯坂三郎外二十七名提出)

第十三 日本海航路擴張ニ關スル建議案(稻垣示外十名提出)

第十四 (特別報告第九號) 下總國舊牧場開墾地ニ關スル請願

第十五 (特別報告第十號) 不當利得金下戻ノ請願

議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

本月二十四日貴族院ニ於テ帝國議會閉會式執行被仰出タル旨山縣内閣總理大臣ヨリ通牒アリタリ

貴族院ハ政府提出本院ノ送付ニ係ル傳染病豫防救治ニ從事スル者ノ手當金

衆議院議事速記録第三十二號

明治三十三年二月二十一日

議長ノ報告

ニ關スル法律案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒アリタリ

恆松隆慶君ヨリ家祿賞典祿處分法ニ關シ高木正年君ヨリ正貨準備ニ關シ花井卓藏君丸山嵯峨一郎君鹽谷五十足君鯨島相政君平岡萬次郎君大村和吉郎君ヨリ足尾銅山鑛毒被害民ノ請願竝ニ往來ノ自由ヲ防ケタル義ニ關シ星松三郎君ヨリ宗教法案ニ關シ質問書ヲ提出セラレタリ

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

家祿賞典祿處分法ニ關スル質問書

提出者 恆松 隆慶

贊成者 瀧口 歸一

外二十九名

一明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法ニ據リ給與スヘキ公債利子ハ

既ニ本期議會ニ協賛セシモ公債發行未滿ノ端金ハ未タ議會ニ要求セラレサルハ請願書ノ調査完結セサルニ依ル乎果シテ然ハ今後幸ニ調査速ニ完了スルトキハ公債而已ヲ給與シ端金ハ追テ給與スルノ意ナル哉

右會期切迫ノ今日速ニ答辯アラントヲ乞フ

質問主意書

政府ハ明治三十三年度總豫算大藏省所管經常部第二款第一項十四目ヲ以テ祿高整理ノ爲メ發行スル公債證書ニ對スル利金貳拾五萬圓ヲ要求セリ然シテ該利金ハ下半年度ノ積算ナレハ(政府委員ノ説明ニ依ル)即チ下半年中ニ於テ給與セラル、ノ精神ナルハ言フ俟タス果シテ給與スルトキハ公債發行未滿ノ端金ハ現金ヲ以テ給與セサルヲ得ス然ルトキハ該金ハ當議會ニ要求セラル、ハ當然ナリ然ルヲ目下會期切迫ノ今日未タ之ヲ要求セサルハ蓋シ請願書ノ調査完結セサルニ基因スルナラン乎然ハ到底本會期中ハ端金ヲ要求セサルモノト認メサルヲ得ス然ルニ下半年中幸ニ調査速ニ進捗シテ之カ完了ヲ告クトキハ先ニ公債證書而已ヲ給與シ端金ハ次會ノ協賛ヲ得テ之ヲ給與スルモノナランカ其明瞭ナルヲ得ス故ニ本質問ヲ提出スル所以ナリ

正貨準備ニ關スル質問書

提出者 高木 正年

贊成者 野間 五造

外三十一名

正貨準備ニ關スル質問主意書

政府ハ曩キニ世界ノ趨勢ニ則リ從來ノ幣政ヲ革メ金貨制度ヲ實施シタリ而

シテ我カ國貿易ノ力未ダ全カラス動モスレハ之レカ平均ヲ失シ金貨本位ノ基礎ヲ危フセントスル多シト爲スニモ係ラス之レカ注意ヲ缺キ加フルニ國防及行政費ノ膨脹ニ任シテ毫モ之レヲ省ミス故ヲ以テ正貨ノ流出スル益、甚シカラントス彼ノ多額ナリシ正金ノ如キモ既ニ已ニ其豫定ノ支出ニ足ルノ正貨ヲ有セス昨三十二年英國ニ於テ募集セル壹千萬磅ノ英貨ノ殘留ヲ合セテ其英蘭銀行ニ存在セル者僅カニ五千萬圓ニシテ今後明治三十七年迄ニ外國ニ支拂フヘキ軍事ニ關スル費額ヲ除セハ餘ス所實ニ參拾七萬圓ノ少額而已而シテ三十二年末拂殘額及三十三年度ニ於ケル外國債利子並ニ鐵道用其他各省ヨリ外國ニ支拂フヘキ正貨ノ準備ノ存スル者ナク勢之レヲ爲替作用ニ依ラサルヘカラサルモ今日ノ形勢普通ノ貿易已ニ其平均ヲ失ヒツ、有ルニモ係ハラス尙多額ノ支出ヲ爲ササルヘカラサル也政府ハ如何ニシテ此等準備ノ妥當ヲ保スル事ヲ得ルヤ

宗教法案ニ對スル質問
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十一日
提出者 星 松三郎

正貨準備ノ基礎既ニ此ノ如シトセハ勢外國債ニ依リテ正貨ヲ求メサルヲ得ス求ムレハ失シスレハ猶求ム之レ今後我カ國ノ財界ヲ襲ハントスル一ツノ憂患ナラスヤ而シテ內國債ノ濫募之レニ亞キ遂ニ國ヲ舉ケテ失墜ノ局ニ到ラシメントス政府ハ如何ナル方針ヲ以テ今後財政ノ信用ヲ維持セントスル乎

質問
第一 宗教法案否決トナリシ上ハ政府ハ憲法政治上ニ於テハ勿論德義上ニ於テモ處決ヲナスヘキハ當然ナルニ何等ノ決心ナキハ其意志如何
第二 憲法政治ノ大臣ハ議會ニ議案ヲ提出スル以上ハ其責ニ任セサルヘカラス
第三 政府ハ京都府知事及愛知縣知事ニ內命ヲ下シテ干涉セシト聞ク其實如何

贊成者 新開 貞
外三十二名

足尾銅山鑛毒被害民ノ請願竝ニ往來ノ自由ヲ妨ケタル義ニ關スル質問書
右成規ニ依リ提出候也
明治三十三年二月二十一日
提出者 花井 卓藏 丸山 嵯峨一郎 鹽谷 五十足
贊成者 磯島 相政 平岡 萬次郎 大村 和吉郎
鳩山 和夫
外二十九名

理由
本案提出ノ理由ハ憲法政治ノ上ニ最モ必要ト認ムルカ故ニ議院法第四十八條ニ據リ提出仕候
○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス
○恆松隆慶君(百四十三番) 私ハ議長ノ手許ニ質問書ヲ提出致シマシタガ、會期切迫ノ今日デアリマスカラ、登壇シテ其理由ヲ喋リ述ベルコトハ見合セマス、私ノ質問ハ明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法ニ於キマシテ、既ニ總豫算二千萬圓ノ公債ニ對スル二十五萬圓、明年度ノ後半季ノ利子ハ御承知ノ通、既ニ決議ニナツテ居リマスガ、處分ニ對シテ下付金ノ處分ノ事柄ニ附イテ、公債ノ五十圓未滿ノ端金ノ追加豫算ノ未ダ要求モゴザイマセヌ、是等ヲ如何ノ手續ニセラル、ヤハ質問致シマス、委細ハ質問書及其提出ノ理由ニ書イテアリマスカラ、ワツクリ速記ニ載セテ下サリマシテ、速ニ政府ニ於テモ相當ノ御答アラフコトヲ望ンデ置キマス
○久米民之助君(二百九十五番) 私ハ一言議長ニ御注意致シタイコトガゴザイマスガ、昨年ニ於テ建議致シマシタル尾崎君ノ發言ニ附イテノ委員會ガ、其後今年モゴザイマセヌヤウニ聞イテ居リマス、昨年委員ヲ極メマシテ殆ド二箇月ニナリマスカラ、十分ニ慎重ニ御調査ノ上御開ニナルコトニ、今日マデ延ビテ居ルトハ思ヒマスガ、其模様ガ更ニ分リマセヌカラ、委員長ニ其模様ヲ承リタイと思ヒマス
○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ議事ニ移リマス、議事日程ノ第一、第四號明治三十二年度歲入歳出總豫算追加案、栗原亮一君

一 明治三十二年二月帝國議會ハ貴衆兩院ヲ通シテ足尾銅山鑛毒被害民ヨリ呈出シタル憲法ノ保護ヲ受ケサル義ニ付請願ト題スル請願ハ採擇スヘキモノナリト決議シタリ而シテ該決議以後ニ於テ被害ノ度劇甚ヲ加ヘタルハ顯著ナル事實ナリトス然ルニ政府ハ院議ヲ無視シ何等ノ處置ヲ爲サ、ルハ如何
一 前段ノ關係ヨリシテ被害民ハ政府ニ對シ院議實行ノ請願書ヲ呈出シ且親ク其事情ヲ陳センカ爲メ出京ノ途ニ上リタルニ政府ハ警官ヲシテ之ヲ遮ラシメ請願竝ニ往來ノ自由ヲ妨ケタルハ何等ノ理由アルニ依ル乎
右及質問候也

第一 (第四號)明治三十二年度歲入歳出總豫算追加案
(栗原亮一君演壇ニ登ル)
○栗原亮一君(十番) 豫算委員會ノ結果ヲ報告致シマス、此度出マシタ追加豫算ハ合テ五冊アリマスガ、其中明治三十二年度ノ第四號、同シタ三十二年度ノ特第二號、三十三年度ノ分ニ於キマシテハ第二號、特第二

號、追第二號ト、斯クナツテ居リマス、是ハソレト分科會ニ於キマシテ審查ヲ盡シ、本日總會ニ於キマシテ決定ヲ致シタノデアリマスガ、此三十二年度ノ第四號、三十二年度ノ特第二號、是ハ總會ニ於キマシテ結果原案ノ通可決スベキト認メマシタノデアリマス、會期切迫ノ際デアリマスカラ、豫算總會ニ於キマシテ問題ノ起ラナクツテ、原案ノ通可決シタモノハ悉ク通ベマセヌデ略シテ置キマス、ソレカラ三十三年度ノ第二號、三十三年度ノ特第二號、是同シタ原案ノ通審查ノ結果、可決スベキモノト決定ヲ致シタノデアリマス、此中デ問題ニナリマシタノハ、追第二號豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スルモノ、是ニハ第一ヨリ第五マデ契約條項ガアリマスガ、第一ノハ警察監獄學校ノ教師ヲ雇入レルト云フノデアリマシテ、是ハ格別ノコトデモナイデアリマスカラ、別ニ問題モナク原案通可決シタノデアリマス、ソレカラ此契約ニ於キマシテハ是マデハ郵船會社ト云フノニハ十八萬圓ノ補助ヲ與ヘテ、定期航海ヲヤラシメモノデアリマスガ、是ハ三十三年度ノ十月ヨリ滿期ニナリマシテ、此會期ニ於テ之ヲ契約ヲシテ置カナケレバ、十月以後ハ定期航海ハナクナル譯デアリマスカラ、是ハ此會期ニ於テ處分ヲモナケレバナラヌ場合ニ立至ツテ居リマシテ、此契約案ガ出タノデアリマス、本回ノ此航路補助ノコトニ附キマシテ、契約ノ精神ハ是マデハ段々此航海モ幼稚デアリマシテ、會社ノ保護ト云フノ主義デアリマシタガ、今回ノ此航路補助ノ精神ハ一變致シマシテ、會社其モヘリ認メズ致シテ、各樞要ノ航路ヲ選定ヲ致シテ、其各航路ニ附キマシテ、損失ノ見積ヲ立テ、其損失額ダケト云フモノハ、國庫ノ補助ヲシナケレバ成立タヌ譯デアリマスカラ、此線路ヲ見附ケテ損失ノ往々ダケノモノヲ補助スルト云フ精神ニナツテ居リマス、此中ニ於キマシテ、是マデハ海外ノ航路並ニ北海道沿岸航路、遞信省ノ同一ノ管轄デアリマシタガ、内地ノ北海道ノ分トソレカラ海外ニ涉ル所ノ航路ト、之ヲ區分ヲ致シマシテ、第二ノ分ニ於テハ北海道ノ沿岸ノ定期航海補助ト云フモノニ區域ヲ立テマシテ、第三ニ於キマシテ海外航路ノ契約ガ出來テ居ルノデアリマス、此北海道ノ沿岸定期航海ノ補助ト致シマシテ、即チ此三十二年ノ十月ヨリ滿五箇年間、函館室蘭線、小樽稚內線、根室網走線、根室樺太線、是ニ附キマシテ原案ニアル如クソレノ金額ヲ盛出シテ、損失ノ分ダケヲ補助スルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、此中ニ於キマシテ修正ノアツタ分ダケヲ申スデアリマス、此線路ノ保護ニ附キマシテハ、委員會ニ於キマシテモ種々審查ヲ遂ゲマシテ、固ヨリ經費ノ多キニ過グルモノハ之ヲ刪減スルノ精神デアリマスガ、成ルベク航海ノ便利ヲ圖ツテ金額ヲ減ズルト云フヨリ、成ルベク餘計ノ義務ヲ負ハシテ、一般航路ノ便利ヲ圖ルガ宜イト云フ考デ、金額ハ原案ノ通ニナツテ居リマス、其代リニハ義務ヲ同ジ金額ニ於テ餘計負ハセルト云フノ精神ニナツテ居リマス、此中ニ北海道ノ方ノ線ニ於キマシテハ、是マデヨリハ十一萬圓バカリ増加スルノデアリマスガ、是ハ色々船杯ノ速力ノ強キモノ、噸數ノ多イ所ノ船ヲ改良シ、並ニ移住

民ノ便利ヲ圖ルタメニ賃錢ヲ安クスル、是マデハナイ義務ガ大分殖エテ居ルカラ、從來ノ金額ニ比スルト十萬圓餘ガ超過シテ居ルガ、是ガ今申ス特別ノ義務ヲ負ハセルコトニナル、船ヲ改良シタ結果、増額シタノデアリカラ己ムヲ得ヌモノト認メタモノデアリマス、ソレカラ第三ハ是ハ重ニ海外ノ樞要ノ線路デアリマシテ、即チ橫濱上海ノ間、神戸ト韓國トノ間、神戸ト清國トノ間、北清韓國トノ間、神戸浦潮斯德線、神戸小樽線、青森室蘭線モ這入ツテ居リマスガ、此第三ノ分ニ於キマシテ豫算委員會ニ於テ、文字其他修正シタコトヲ報告致スデアリマス、此第三ノ所ニ於キマシテ神戸北清直航線トアリマスノヲ、神戸北清線ト修正ヲ致シマシタハ、是ハ決シテ文字ノ如ク直航デハナクシテ、門司長崎ニモ寄港スル譯ニモナツテ居ルカラ、直航ノ文字ヲ穩當デハナイト云フ意味デ修正ヲ致シマシタ、ソレカラ神戸北清韓國經由線トアリマスノヲ、韓國北清線ト直航ト云フ文字ニ致シテ、經由ト云フ文字ガ使テアツタガ、直航ヲ創ルニ附イテハ經由ノ文字ヲ削ツタノデアリマス、ソレカラ此契約面ニ於テハ顯レテ居リマセヌガ、是マデ築港ヲ致シタ所ヲ、ソレヲ全ク定期ヲ廢スレバ、非常ニ商工業ニモ地方ニ於テ全體ノ不便ヲ感ズル譯デアリマスカラ、委員會ニ於キマシテハ種々政府ト交渉ヲ致シマシテ、此神戸北清直航線ト云フ所ニ於キマシテ、之ヲ每週一回トアリマスガ、其中隔週一回ト云フモノハ長崎ニ寄港スルト云フコトヲ、政府委員ニモ色々交渉シタル末、政府ニ於テモ此コトハ是非ヤラセルト云フコトニ話ガ纏リマシテ、ソレカラ是マデハ四日市ハ定期航海カアツタ、原案ニハ是ガナクナツテ居ル、是ガナクナツテハ誠ニ附近ノ地方ニ於テ、商工業ノ不便ヲ感ジ、又肥料其他ノ運搬等ガアリマスカラ、農業上ニモ不便ヲ感ズルニ因ツテ、此神戸小樽線ノ東回リノ内、是マデ十回アツタノヲ五回ダケ四日市ニ寄港スルコトヲ、政府委員ニ交渉ヲ致シマシテ、是モ政府委員ノ認メタル譯デアリマス、ソレカラ八頁ノ所デアリマスガ、以上ノ航路ニ依リ遞送スヘキ郵便物ハ無賃タルヘキコトトハ云フ前ノ所ニ、二項程這入ルヤウニナツタデアリマス、ソレハ政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ、航路内ニ於テ寄港地ヲ増加シ、又ハ之ガ變更ヲ命ズルコトアルベシ、今ノ四日市或ハ長崎ノ如キハ前ノ所ニ明記シテアリマセヌカラ、地名ハ掲ゲテナイガ必要ノトキハ寄港地ヲ増シ、又ハ變更モ出來ルト云フコト、モウツハ乘客及積荷ノ運賃ハ政府ノ認可ヲ得テ之ヲ定ムルモノトス、此項ハ第二ノ方ニハ這入ツテ居リマスガ、第三ノ方ニハ這入ツテ居リマセヌカラ、茲ニ明文ヲ掲ゲテ其始ニ乘客荷物ノ運賃ヲ定メル場合ニハ、政府ノ認可ヲ得ルハ勿論ノコトデ、又他日運賃ヲ變更スル時分ニモ、認可ヲ得ル、是ハ普通ノ政府ノ補助ヲ貰ハヌ營業デアレバ束縛ヲ要ラヌガ、競争デナリ其特定ノ航路トナルモノデ、特別ノ助成ヲ受ケル譯デアアルカラシテ、是ダケノ義務ヲ負ハシテ不當ナ賃錢ナド食ラナイヤウニスルト云フ精神ヲ以テマシテ、此二項ヲ挿ムコトニ修正ヲ致シタノデアリマス、是ハ意味ニ於テ格別ノコトハアリマセヌガ、十頁ノ所デアリマス「契約者義務ヲ他人ニ移轉シ若ハ船舶ヲ賣讓シ

又ハ一年期間ニ於テ命令書ニ規定スル回數以上ノ航海ヲ停止シタルトキハ、原文ニ斯クアリマスルヲ「一年期間ニ於テ契約ニ規定スル回數ノ航海ヲ爲サ、ルトキハ」ト修正ヲ致シタルアリマス、是ハ文字ノ修正アリマシテ、格別意味ニ於テハ相違ハナイノアリマス、此第三ニ於キマシテモ、孰モ是マデ露國清國其他北海道皆極要ナル線路デアリマシテ、是ハ是非航海ノ事業ヲ繼續シナケレバナラヌト云フノ精神ヲ以チマシテ、此第三ノ分ハ以上修正ヲ除クノ外ハ、總テ原案ノ通至當ナルモノト認メテ可決ヲ致シタルアリマス、ソレカラ第四ノ分ガ委員會ニ於キマシテモ、種々議論ガアリマシテ、此分ニ於キマシテ修正ガアルノデゴザイマス、是ハ孰モ是マデノ支那揚子江其他南清ニ對スル所ノ航路ノ擴張デアリマシテ、是マデモ之ヲ開キツ、アル、尙ホ一層進デ擴張ヲスルト云フノコトデアリマシテ、我國ガ露國ニ向テ航路ノ擴張ヲスルト云フコトハ、固ヨリ必要デアルト云フコトハ委員會ニ於テモ認メマシテ、此第四ニ於キマシテ修正ノ起リマシタルハ、詰リ此契約ハ三十四年度ヨリ實行スルノデアアルカラシテ、三十三度ニ於テ契約ノ結ブノ必要ハナイト云フヤウナ議論モアリマシタ、併ナガラ船ヲ新ニ製造致シ、ソレノ事業ノ計畫ヲ爲ス上ニ於テハ、此契約ト云フモノガ豫メナケレバ、當業者モ其準備ニ困ル譯デアルカラシテ、ソレデ三十四年度ノ事業デアアルモノヲ、三十三年度ニ於テ契約ヲシタイト云フノガ原案ノ精神デゴザイマシタ、併ナガラ此中ニ於キマシテ其船舶ノ製造等ハ、三十四年度ノ十月ヨリ爲スモノガアリマスルカラシテ、是ハ全年分ヲ契約スルニ及バヌデアリマスカラシテ、其船ノ新造ニ係ル所ノ分ハ、十月ヨリ以後ハ認メラレテ、其以前ノ方ハ之ヲ削ルコトニシタルデアリマス、ソレカラシテ此第三ノ分ニ於テ多年營業シツ、アツタ所ノ各線路ト申スモノハ、既往ノ經驗ニ依ツテ大抵損失ト云フモノ、計算モ確實ニ分ツタ譯デアリマスガ、第四ノ分ニ至リマシテハマダ此業ヲ開イテ以來日モ淺イ譯デアリマシテ、果シテ是程ノ補助額ガナケレバ、ドウシテモ營業ガ出來ナイモノデアルカ、尙ホ之ヲ三三年ノ經驗ニ徴シタルナラバ始テ確實ナル精算モ立ッデアラウ、始カラシテ餘計ノ金額ヲ見込デ置クニモ及ブマイカラシテ、尙ホヤツタ以上足ラザルトキニハ、ソレダケノ處置モアルモノデアアルカラシテ、先ヅ今日ノ所デハ二割位ニ減シテ、此事業ヲ見込デ置イテ、サウシテ其中ニハ一段ト年ヲ經レバ、創業時分ニハ餘程經費ニモ要ル譯デアアルケレドモ、年ヲ經ルニ從ツテ事業モ完全ニ赴ケバ、又經費追々減シテ來ルニ相違ナイ、斯ウ云フ考ヲ以チマシテ全體ニ對シテ二割減ト云フモノヲ致シタルアリマス、サウ致シマスルト云フト、是マデヨリ金額ノ増加致シタルノガ、十五萬圓七千七百三十六圓十五錢五厘デアリマシテ、總體ニ對シテ是ニ二割減シマスレバ、即チ十二萬六千八百八十八圓九十二錢四厘相成ルノデアリマス、此中デ又三十四年度ノ分ハ下半季ダケヲ與ヘル、其金額ガ六萬三千九百九十四圓四十八錢二厘、是ダケヲ削減スル譯ニナルノデアリマス、サウシマスルト三十四年度ニ於テノ要求額ガ、三十八萬八千四百八十九圓餘デアリマスルガ、修正ノ金額ハ二十九萬

千八百四十八圓餘ト相成ルノデアリマス、同シク此第四ニ於キマシテ即チ十三員ノ所デアリマス「以上ノ補助ニ云々」トアリマス、此行ノ前ニ矢張前文ト同シ所ノ「政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ航路内ニ於テ寄港地若ハ停船地ヲ増加シ」少シ文字ガ違フテ居リマスガ「停船地ヲ増加シ」又ハ之カ變更ヲ命スルコトアルヘシ乘客及積荷ノ運賃ハ政府ノ認可ヲ得テ之ヲ定ムルモノトス」斯ノ如ク修正ヲ致シテ、此二項ヲ加ヘルコトニナツタルデアリマス、ソレカラ十四項ハ矢張此「契約者義務ヲ他人ニ移轉シ云々」是モ前文ト同シヤウニ命令書イトアルノヲ「契約」ト改メ、又「回數以上ノ航海ヲ停止シタルトキハ」トアルノヲ「回數ノ航海ヲ爲サ、ルトキハ」同シ修正デアリマス、先ヅ大體斯ノ如クニ委員會ニ於キマシテハ修正ヲ致シテ可決スベキモノト決定ヲ致シタルデアリマス、此段報告致シマス

○議長(片岡健吉君) 全部ヲ議題ニ供シマス、是ハ委員會ニ於テ修正モ何モアリマセヌガ、委員長ノ報告通御異議ハアリマセヌカ

○工藤行幹君(二百七十九番) チョット質問シテ、政府ノ御答辯ヲ得タイノデアアル、此豫算外國庫ノ負擔トナルモノデゴザイマスガ……

○議長(片岡健吉君) ソレハマダ議題ニナリマセヌ、一番終ヒノ方デス、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員長ノ報告通決シマス

○山本幸彦君(二十三番) 唯今久米君カラ御尋ニナリマシタルコトニ附イテ御答致シマス、久米君カラ委員長ニ御尋ニナツタヤウデシタガ、遠方デゴザイマスデ分リマセヌ、今聽ケバ久米君ノ動議ニ對スル委員會ノ經過ヲ御尋ニナツタヤウデアリマスガ、是ハ餘程長クナツテ居リマス、故ニ御不審ハ甚ダ御尤デゴザイマスガ、元ガ我同僚諸君ノ名譽ニ關スルコトデアツテ、隨分鄭重ニ審查ヲ致シテ居リマスル、唯今調査中デゴザイマスル故ニ、調査ガ終リマシタルバ追ッテ御報道ヲ致シマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第二、特第二號明治三十二年度各特別會計歲入歲出豫算追加案、全部ヲ議題ニ供シマス、是モ委員長報告通デ御異議アリマセヌカ

第二 (特第二號) 明治三十二年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員長報告通決シマス、議事日程ノ第三、第二號明治三十二年度歲入歲出總豫算追加案、全部ヲ議題ニ供シマス——委員ノ報告通デ御異議アリマセヌカ

第三 (第二號) 明治三十二年度歲入歲出總豫算追加案

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、議事日程ノ第四、特

第二號明治三十三年度各特別會計歲入歲出豫算追加案、全部ヲ議題ニ供シマ
ス——是モ委員長報告通テ御異議アリマセスカ

第四 (特第二號) 明治三十三年度各特別會計歲入歲出豫算
追加案

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員長報告通決シマス、議事日程ノ
第五、追第二號豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

第五 (追第二號) 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲ス
ヲ要スル件

○工藤行幹君(二百七十九番) チョット質問致シタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 是モ全部ヲ議題ニ供シマス、工藤行幹君

○工藤行幹君(二百七十九番) チョット御説明ヲ得タイノハ、此一時間ニ幾
哩走ルト云フコトヲ書イテゴザイマスルガ、是ガ最高度ノ速力ヲ示シタマデ
ノコトデ、不斷ニ航海スルニハ是ダケノ進行力ヲ實行スル譯デアリマスカ、
或ハ不斷歩クニハ、此條約ニバカリスノ如ク書イテ居ルガ、實際進行スルニ
ハ是ヨリ以內ノモノデ進行スルト云フヤウニ見エマスカラ、政府ハ此契約
ヲシタ以上ハ果シテ一時間ニ幾哩ト規定シタモノヲ、必ズ此通ニ實行セシム
ルモノデアルカ否ヤト云フコトヲ承リマス

(政府委員遞信次官工學博士古市公威君演壇ニ登ル)

○政府委員(古市公威君) 今ノ工藤君ノ御尋ハドウ云フコトデアリマシタ
カ、少シ遠クテ聽エマセナシタガ、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ
要スル件ノ第何項デゴザイマスカ

○工藤行幹君(二百七十九番) 總テドレニモゴザイマスルガ、一時間ニ何哩
以上ノ船ト云フコトガゴザイマス、進行力ガ——ワレハ不斷ニ航海スルトキ
ニ其通進行スルノデアリマスカ、或ハ此石炭ガ乏シイトカ船ノ破損ガ多イト
カ云フコトデ、茲ニ規定シテ置イテモ極已ムヲ得ヌ場合ニハ、此通進行ヲス
ルケレドモ、平常是ダケノ速力ヲ保ツテ進行ハシテ居ナイト思ヒマスカラ、
一應承ツテ置キタイ

○政府委員(古市公威君) 工藤君ノ御尋ハ内務省ノ所管ニモ遞信省ノ所管ニ
モアルコトデアリマスカ、私ガ茲ニ出マシタカラシテ遞信省ノ所管ノ分デ
御答ヲ致シマスレバ、内務省ノ所管モ同ジコト、心得テ居リマス、是ニ書イ
テアリマス通、最速速力トシテゴザイマスノデ、是ハ出シ得ル速力デゴザイ
マレテ、平常ハ此速力ヲ以テ通行致サヌノデゴザイマス

○工藤行幹君(二百七十九番) 今一應伺ヒマス、サウスレバ最高ノ速力デ、
アルカラ平日ハ其通出サヌ、シテ見ルト平生ハ幾ラ出スト云フ規程ハナイノ
デゴザイマスカ、例ヘバ此十四海里ト云フモノハ、或ハ五海里行カウガ六海里
行カウガ、平常ハ一向ワレニ規程ハナイノデゴザイマスカ

○政府委員(古市公威君) ワレハ速力トシテハ明文ハゴザイマセヌガ、定

規ノ時間ガゴザイマスルデ、何日間ニ何處ヲ走ツテ何處ヘ到リ何處ヘ歸ルト云
フコトガゴザイマスノデ、サウ無闇ニ通クスルコトハ出來マセヌ、其方カラ檢
東シテゴザイマス、普通大抵十二海里ト云フ最速速力ノ出ルモノナラバ、凡
ソ十海里若クハ十海里半位デ走ルノガ相當ト思フテ居リマス

○工藤行幹君(二百七十九番) サウスルト、其距離ヲ計ツテ何時間ト云フコ
トハ、凡ソ速力ハドレダケノ計算ヲ以テ、其時間ヲ定メテ往クノデアリマスカ

○政府委員(古市公威君) 是ハ速力ニ依ッテ違ヒマスカラ、例ヘバ十海里
ノ——最速速力十海里以上ト云フモノハ、凡ソ九海里位デ計算ガシテゴザイ
マス

○星亨君(九十一番) チョット政府委員ニ質問致シタイ、本日ノ中央新聞ニ商
船會社ト支那人ノ北幫公所ト云フ仲間トノ祕密ノ契約書ガ出テ居リマスガ、
政府委員ハ既ニ之ヲ承知致シテ居ルノデアルカ、實際ニ於テ斯ル契約ガアツタ
カ否ヤト云フコトヲ先ヅ明ニ答辯ヲ願ヒタイノデアル、其次ニ又質問致シマス

(政府委員遞信次官工學博士古市公威君演壇ニ登ル)

○政府委員(古市公威君) 中央新聞ニ出テ居ル條約ト申シマスモノハ、是ハ
先刻チョット見マシタガ、此特ニ補助ヲ受ケテ居ル航路ニ向ツテアリマセヌ
カラ、斯ノ如キ條約ガ縱令アルニシタ所デ、公然遞信省ヘ居出ルトカ、何ト
カ云フ性質ノモノデナイノデアリマス、併ナガラ其事實ガアツタカ否ヤト云フ
コトハ、間接ニ其アツタコトヲ聞イテ居ルノデス、デ一向自由ノ——會社ガ自
由ノ約束ヲ他ノ會社トシタコトデアリマシテ、決シテ居出モ何モサウ云フ必
要ガナイノデ、公然ノ書面ガ出テ居ルト云フ譯デハナイノデゴザイマス

○星亨君(九十一番) 尙ホ質問致シタウ存シマスガ、此商船會社ハ今日唯今
マデ既ニ議決ニナリマシタ航路ニ於テハ、相當ノ資格ヲ備ヘテ居レバ、是ニ
此航路ヲ請合フコトモ出來レバ、若クハ指定サル、コトモ出來ルモノト信シ
マスガ、果シテ如何デアルカ、チョット質問致シタイノデアリマス

(政府委員遞信次官工學博士古市公威君演壇ニ登ル)

○星亨君(九十一番) チョット間違ッテ居リマシタ、即チ唯今議決ニナリツ、
アル所ノ一二三ト云フ航路ガアル、其航路ニハ商船會社モ資格ヲ備ヘテ居ル
ノデアルカラ、或ハ其航路ヲ引受ケルコトモ出來レバ、又命令ヲ受ケルコト
モ出來ルヤ否ヤト云フコトデアリマス

○政府委員(古市公威君) 一二三トハドレデスカ

○星亨君(九十一番) 横濱ヨリ神戸ヲ經何處ヘ往クトカ、或ハ上海ニ往クト
カ……

○政府委員(古市公威君) 即チ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要
スル件ノ第三ノ中デスナ、第三ノ中ノ相當ノ條件ヲ提供シテ至當ナリト認メ
レバ、出來ル積デアリマス

○星亨君(九十一番) 出來ル會社ノ中ニナル

○政府委員(古市公威君) ハイ

○星亨君(九十一番) 宜シイ、サウスルト尙ホ伺ヒマスガ、然ラバ此秘密契約ノ第七條ニ斯ウ云フコトガ書イテアル「大阪商船會社ノ汽船ハ北幫公所各貨主ノ荷物ヲ先ヅ載セテサウシテ餘積アルトキハ他貨主ノ荷物ヲ混載スルコトヲ得」ト云フコトガ書イテアル、之ニ依ルト支那人ノ北幫會社ノ北幫公所ノ荷物ヲ先ヅ載セテサウシテ餘積アルトキハ他貨主ノ荷物ヲ混載スルコトヲ得、若シ隙ガナカッタラバ他ノ荷主ノ貨物ハ載セナイノデアル、之ヲモウ少シ確實ニ申シテ見レバ、支那人ノ貨物ハ載セルガ、日本人ノ貨物ハ隙ガナイトキニハ、載セナイト云フ契約ガアルノデアル、然ラバ萬一此場所ハ何處デアルカト云ヘバ、即チ天津ヨリ牛莊ノ近邊ノ船路デアルガ、今議シツ、アル所ノ議案ノ第三ニ於テハ、矢張ソコヘラノ船路モ是ニ這入ッテ參ルノデア、サウ致シマスルト商船會社ガ萬一ツレ等ノ船路ヲ引受クルトナツタトキニハ、此契約ハドウナルノデアアルカ、矢張日本ノ政府カラシテ保護ヲ受ケナガラ、却テ日本人ノ品物ハ餘裕ガナケレバ載セナイト云フ結果ヲ生シハシナイカ、其邊ノ所ハドウナルノデアアラウカ、之ヲ承リタイ

○政府委員(古市公威君) ソレハ其契約ノ性質如何デ詳悉シテ居リマセヌガ、若シ其契約ニ於テ破レナイ契約ナラバ、政府ハ無論命令シマセヌ、ソレハ許セナイ、斯ノ如キ自由ノ船路ニ於テハサウ云フ契約モ必要ダラウト考ヘル、自由ノ船路ニ於テサウ云フコトガアレバコソ、特定船路ノ必要ガ生ジテ來ル特定船路トシテ政府ガ補助スル以上ハ、或ル種類ノ荷物デナケレバヤラヌ、其上デナケレバ他ノ荷物ハ載セナイ杯ト云フコトヲ云ハセヌタメニ、特定船路ヲ助成スルノデスカラ、其契約ニシテ北清航路ニ繼續スルヤウナコトガアレバ、左様ニ其會社ガ束縛サレテ居ルナラバ、其會社ニハ命ジナイマデノコト、命ジタ以上ハ決シテ左様ナ契約ハ成立タセヌ積デアリマス

○星亨君(九十一番) 然ラバ私ハ削除ノ動議ヲ提出致シマス、演壇ニ登ッテ趣意ヲ述ベタイ

○工藤行幹君(二百七十九番) チョット一言質問致シタイ、後トデモ宜シウゴザイマスガ、此第二ノ所ニハ各航路ニ限リ金額ハ明ニナッテ居ルノデアリマス、而シテ第三ノ所ニナッテハサウデナク、數線路ヲ一括ニシテ五十八萬圓ヲヤルト云フコトニナッテ居リマス、斯ノ如ク第一第二第三ト違ノアルト云フノハ、如何ナル譯デアアルカト云フコトヲ一言承タリイ

○政府委員(古市公威君) 第二ノ組立方ニ附イテ本員カラ御答辯スル限デゴザイマセヌガ、此遞信省所管ノ方デモ第三第四ト組立方ガ違ッテ居リマスカラ、遞信省所管ノ範圍内デモ御答ガ出來ラウト考ヘマス、要スルニ第四ノ方ハ線路毎ニ金額ガ極ッテ居リマス、第三ノ方ハ極ッテ居リマセヌ、是ハ第四ノ方ハ凡ソ會社モモウ極ッテ居ル、他ニ往キヤウノナイ性質ノ線路デアリマス、第三ノ方ハ先刻豫算委員長カラモ御報告ガアッタト思ヒマスガ、是マデハ一括シテ會社ノ補助ニナッテ居、今度ハ其補助ハ止メテ——會社ノ補助ト云フコトハ止メテ、線路ノ補助ト云フコトニシマシテ、斯ノ如ク之ヲ分

ケマシタ、而シテ是ガドウ云フ具合ニ或ル會社ト或ル會社トノ間ニ分ケラルルヤラ、或ル會社ニ一手ニ纏マルヤラ分リマセヌ、ソコデ凡ソ見込ヲ立テ、各線路ノ分割ヲ豫算ノ見込ヲ立テマシテ、サウシテ金額ヲ計算致シタノデアリマス、ケレドモ金何價以內デ契約スルト云フノデ、何レ此範圍内ナラバ契約ガ出來ラウト云フ見込ヲ提出シタノデアリマスカラシテ、此線路ノ組合セヤウニ依ッテ、線路ノ金額ニ狂ヒヲ生ジマスル、ソレ故ニ總額ニ於テ何ボウ以內ト云フ制限ヲシテ置イテ、サウシテ其內譯デハ多少ノ狂ヒガ生ズルタメニ、斯ノ如ク提出致シタ次第デアリマス、尤モ是デ大體ノ條件金額ニ於テ幸ニ協賛ヲ得マシレバ、更ニ契約ヲ締結シマスルト、豫算ヲ提出シテ此協賛ヲ求メナケレバナリマセヌ、其場合ニ於テハ各線路毎ニ、チャント極ッタ金額ヲ提出スル積デアリマス

○議長(片岡健吉君) 本案ノ第一第二ニハ格別議論モナイト思ヒマスルガ、是ハ委員長ノ報告通御異議ガアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス——星亨君

(星亨君演壇ニ登ル)

○星亨君(九十一番) 諸君、私ハ茲ニ動議ヲ提出シマスガ、其動議ノ趣意ヲ諸君ニ申述ベマセウト考ヘルノデアアル、其動議ノ大體ヲ申シタナラバ、此唯今議シツ、アル所ノ豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ要スルト云フ中ノ第四ト書イテゴザイマスル、此一項ヲ削除スルト云フコトノ動議デゴザイマス、即チ其一項ハ揚子江航路補助、上海蘇州杭州間航路補助ノ云々ト斯ウゴザイマス、此一項ヲ削除スルト云フコトデアアル、是ハ諸君モ御承知デゴザイマセウガ、此大阪商船會社ニ此航路ハ任セテアルノデゴザイマス、然ラバ今度此第四トナッテ居リマスノハ、來年ヨリ各々其増額ヲ致スノデゴザイマスノデアアル、其増額ヲ吾々ノ削除致スト云フコトノ動議ニナリマスノデアアル、ソレハ何故デアアルカ、誠ニ此航路ハ必要ナル航路ト云フコトハ吾々モ認メテアリマスノデアアル、ソレ故ニ成ルベクハ此航路ハ補助致シテ、サウシテ我國ト清國ノ間ノ交際ヲ密ニ致シ、又ハ商業等ニ對シテモ隆盛ナラシムルト云フコトハ、諸君モ吾々モ希望ヲ致シテ居ル譯デアアル、然レドモ如何セン今日此中央新聞ニ書イテアル所ノ秘密條約ガアッタ以上ハ、吾々日本ハトシテハ之ニ補助ヲ與ヘルコトノ出來ナイ、實ニ已ムヲ得ナイ場合ニ立至ッタト申サナケレバナラヌノデアアル、ソレハドウデゴザイマスカタ云ヘバ、諸君モ既ニ今朝之ヲ御覽ニナッテ喫驚リシタデアラウ、否ナ、我國ノ人々ハ皆之ヲ見テ喫驚リシナケレバナラヌノデアアル、第一大體ニ附イテ此秘密條約ト云フモノハドウ云フモノデアアルカト云ヘバ、即チ昨年ノ十二月ノ十一日ニ結ンダ條約デアアルノデアアル、而シテ此條約ノ存在ハ私ハ今朝此新聞ニ據ッテ承知シタノデアアルガ、今政府委員ノ答辯スル所ニ依ッテモ、此モノガ存在致シテ居ルト云フコトハ、既ニ疑ヲ容レナイ譯デアアルト考ヘルノデアアル、サレバ既ニ此條約ハ存在シテ居ル、其條約ハドウウンナコトヲ言ウテ居ルノデアアルカト云ヘバ、是

ハ即チ商船會社ト支那ノ或ル北幫公所——北幫公所ト申シテナラバ、ドウ云
ヲナシテアルカト云ヘバ、何レ是ハ商賣ノ荷主——荷主等ノ間ニ於テ種々世
話ヲスル所ノ會社デアラウト考ヘルノデアル、其會社ト結ンダ契約ト見エ
ノデアル、而シテ其契約ノ部分ハ何處ノ部分ヲ支配シテ居ルカト云ヘバ、是
ハ天津ト牛莊ノ間デアル、即チ神戸ヨリ天津若クハ牛莊、斯ウ云フヤウナ此
間ノ航路デアルト見エルノデゴザイマス、而シテ此航路ニ對シテ大阪商船會
社ハ若干ノ船ヲ送ル、ソレカラ又北幫公所ハ即チ此船ニ相當ナル荷物ヲ載セ
ルト云フ契約デアル、而シテ其七條ニ參リマシテ、先程私ハ政府委員ニ向ッ
テ質問スルトキニ朗讀致シマシタガ、尙ホ一應朗讀ヲ致シテ見マシタナラバ、
即チ第七條「大阪商船會社ノ汽船ハ北幫公所各荷主ノ貨物滿載ニ足ラスシテ
餘積アルトキハ他荷主ノ荷物ヲ混載スルコトヲ得」之ヲ解釋致シマシタナラ
バ、商船會社ノ船ハ此支那人ノ會社ノ荷物ヲ積ンデ、其外ニ餘裕ガアレバ他
ノ荷主ノ荷物ヲ積ムコトガ出來ルノデアル、之ヲ反對ニ申シタナラバ、支那
人ノ荷物ヲ積ンデ餘裕ガナカッタナラバ、他ノ支那人若クハ歐羅巴人若クハ殊
ニ日本人ノ品ハ一切積ムコトナラヌト云フ、雙方ノ契約デアルト言ハナケレ
バナラヌノデアル、固ヨリ他ノ國ノ人ハ此會社ノコトハ申シタ所ガ、多少斯
ウスレバ自分ノ會社ニ利益アルコト、ハ存ジマスカラシテ、私立會社トシテ
斯ウ云フ契約ハ結ンデモ無理ナイトハ申シマスケレドモ、荷主日本人デア
テ、相當ニ日本人ノ中ニ地位ヲ占メテ居ル人デアリ、殊ニ此商船會社ノ如キ
モノハ、我國即チ政府ヨリ保護ヲ受ケテ居ル會社デアルノデアル、サレバ日
本人トシテ日本人ニ盡ス義務ヲ持ッテ居ルノミナラズ、其土ニモ即チ日本ノ
國民カラシテ相當ノ保護ヲ受ケテ居ル會社トスレバ、一層日本人ニ對シテハ
其責ニ任ゼナケレバナラヌト云フコトハ、當リ前ナコト、言ハナケレバナラ
ヌノデアル(ヒヤク)其會社ニシテ支那人ノタメニハ荷物ハ積ムガ、日本人
ノタメニハ荷物ヲ積ムコトハ相成ラヌト云フヤウナコトノ契約ヲ致シマシタ
ニ至ッテハ、言語同斷、殆ド辭ニ之ヲ辯護スルコトノ出來ナイモノト言ハナケ
レバナラヌト考ヘルノデアル(拍手起ル)吾々ハ決シテ此商船會社ニ對シテ恩
怨アル者デハナイガ、殊ニ政府カラ出シテ居レバ吾々政府黨デアレバ之ニ贊
成ヲセナケレバナラヌノデアル、然レドモ誠ニ以テ已ムヲ得ナイ、國民ノ義務
ト致シテ是ハ反對セナケレバナラヌノデアル、唯茲ニ一ツノ議論ト云フモノ
ハ、成ル程此條約ハアルハ宜クナイノデアル、然レドモ是ハ外ノ部分デア
ルノデアル、外ノ部分デアッテ今論題ニナッテ居ル揚子江ノ航路ニハ關係ヲ致サ
ナイノデアルカラシテ、ソレハ無理デアッテ、若シ揚子江航路ニシテ斯ノ如キ
モノガアレバ、ソレハ政府ハ直ニ之ヲ改メシメルカラ、要ラヌデハナイザヤ
ナイカト云フ議論ガ茲ニ生ズルカモ知リマセヌガ、是ハ誠ニ淺薄ナル議論ト
言ハナケレバナラヌト私ハ考ヘルノデアル、何トナラバ成ル程是ハ揚子江ニ
ハ關係ヲ致サナイノデアル、然レドモ即チ日本人ニ害スルコトヲ爲シツ、ア
ル所ノ會社ニ向ッテ、日本國日本人ガ保護スルト云フ理由ガ如何ニシテモ出ル

カ、即チ之ヲ換ヘテ見レバ、自分ガ自ラ金ヲ使ッテ自分ヲ傷ケルト言ハナケレ
バナラヌモノト言ハナケレバナラヌノデアル、若シ彼ヲシテ段々都合ガ好ケ
レバ、又揚子江ノ方ニ於テモ日本人ヲ傷ケルト云フヤウナ密約ヲ結バナイト
モ言レナイト私ハ考ヘルノデアル、サレバ如何ナル點ヨリ論ジマシテモ、此契
約ガアルト致シタナラバ、吾々ハ商船會社ニ向ッテ將來保護スベカラザルミ
ナラズ、今マデノ保護モ若シ契約ガナカッタナラバ、是ハ取ッテ以テモウ少シ
日本人ノタメニナル所ノ會社ニ保護致シタイ位ニ私ハ考ヘテ居ルノデアル、
併ナガラ如何セン契約ガアルカラ、サウ云フヤウナ無理モ出來マセヌガ、少ク
テモ將來保護スル所ノ其品物ハ、此會社ニ與ヘルノ必要ト云フモノハ私ハ見
出サヌノミナラズ、却テ必要デハナイノデアル、吾々ハ諸君ヲ害スル所ノ品
物ヲ敵ニ與ヘルナント云フヤウナ、ソナナ愚ナコトヲ學ブノ必要ハナイト私
ハ信ズルノデアル(ヒヤク)然ラバ誠ニ殘念デゴザイマスガ、政府モ出シ、ソ
レカラシテ會社モ骨ヲ折ッタデゴザリマセウガ、是ハ即チ削除致ス方ガ相當
ト思ヒマスノミナラズ、尙ホ又此第四ト云フモノハ、本年ヨリ補助スル譯デ
ハナイノデアル、來年ヨリ補助スルト云フコトヲ茲ニ豫約ヲスルノデアル、
當リ前ナコトニ致シタト云フテ、豫約ヲスル必要ハナイノデアル、荷主國民
デアラナラバ、少クテモ政府ヲ信ズルト云フコトノ當リ前ナコト、言ハナ
ケレバナラヌカラシテ、何カ書物等ヲ賣ルガタメニ豫約ヲセナケレバ信用ハ
ナイト云フヤウナコトニハナラヌト考ヘマスカラシテ、來年カラヤラウトス
ルナラバ、今日カラ豫約スルノ必要モナシ、然ラバ何レノ點ヨリシテモ是ハ削
除スルヨリ外ハナイノデアル、其航路トシテハ必要デアル、其又事業トシテ
ハ必要デアルガ、已ムヲ得ナイノデアル、然レドモ茲ニ此條約ノ中ニ條約書
ノ第十五條ニ斯ウ云フコトガゴザリマス「本契約有効期間ハ滿三箇年トス但
シ一箇年ヲ經過シタル後ハ雙方合意ノ上運賃及運送ノ方法ヲ改良スルコトヲ
得若シ合意ナラサルトキハ前契約ヲ解除ス」サウ致シマス、一年ニ於テハ
運賃ト運搬ノ方法ト云フモノヲ改良スルト云フコトガ、既ニ此契約デ分ッテ
居ルノデアル、サレバ此契約ハ去年ノ十二月十一日デアルトスルナラバ、本
年ノ十二月ノ十日デ經過致スノデゴザイマスカラ、若シ此會社ニシテ眞ニ日
本人タルナレバ、此條約ヲ解除致シテ眞正ノ日本人ニナッテ、人民ノタメニ盡
力致スト云フコトニナッタラバ、此今日ノ所謂豫約ト云フモノヲ、其時ニ實
行スルコトモ出來ルト考ヘマスカラ、旁々以テ本條ヲ削除アラント云フ
動議致シマスカラ、諸君ニ於テ御賛成ヲ願ヒタイト考ヘマス
○工藤行幹君(二百七十九番) ちょつと星君ニ御尋致シマスガ、星君ノ御立
論ハ誠ニ御尤ノヤウニ思ヒマスルガ、併シ本文ヲ唯讀デアルマスト、必ズ
大阪ノ商船會社ニ違ルト云フコトニハ見エマセヌガ、此航路ハ星君モ大切ナ
ル航路デアルト云フ、吾々モ大切ナル是ハ極必要モノデアルト思フ、然レバ
大阪商船會社トシテ不都合ノアルトキハ、大阪商船會社ニ違ラズシテ、他ノ
會社ニヤラウトシテモ、尙ホ星君ハ之ヲ削除シナケレバナラヌト云フ御説デ

アリマス、一應伺ヒタイ

○星亨君(九十一番) イヤ、サウ云フ意味デハナイ、若シ他ノ會社ニ遣ルコトガ出來マスレバ、其航路ハ必要デアリマスカラ遣リマスガ、既ニ揚子江ノ航路ト云フモノハ今既ニ開イテ居ッテ、商船會社デ開イテ居ッテ、而シテ幾分ノ保護ヲ受ケテ居ルノデゴザイマスカラ、此度新ニ増加スルコト云ッテモ、是ハ商船會社ニ遣ラナケレバナラヌト云ッテ、政府モ其意思デゴザイマスカラ、即チ是ハ商船會社ニ遣ルモノト、私ハ認メテ居ルノデゴザイマス

○工藤行幹君(二百七十九番) モウ一應御尋ヲ致シマス、政府ハ大阪商船會社ニ遣ルト云フナラバ、星君ノ御意見ハ御尤デアアルガ、斯ノ如キ政府ノ意思デアアルヤ否ヤト云フコトヲ政府委員ノ答辯ヲ得タイ

○星亨君(九十一番) ツレハ豫算ニ書イテアル

○星松三郎君(二百八十三番) 星君ニ質問ヲ致シマス、此削除ト云フコトニ附イテハ、茲ニハ蘇州杭州間ト云フモノデ別ニナッテ居ル、是モ削除スルト云フ思召デアアルカ、或ハ之ヲ取除キマスルカ、是ハ聞ク所ニ據レバ商船會社ニハ關係ノナイモノデアアル

○星亨君(九十一番) ツレハ矢張私ハ商船會社ニ關係ガアルト思ウテ居リマスガ、若シ關係ガナイナラ構ヒマセヌガ、即チ關係ガアルトスレバコンナ日本ハニ反對スル會社ニハ遣リタクナイ、若シ是ガ關係ガナイトスルニシテモ、本年ヨリ之ヲスルノ必要ハナイ、實行ハ來年デアアルカラ、矢張來年デ宜シイト思ウテ居リマス、斯ウ云フヤウニ願ヒタイ

○星松三郎君(二百八十三番) ト申シマスルハ、政府委員ガ先刻ノ答辯ニ依リマスルト、不都合ナ契約デアリトスレバ斷然是ニハ遣ラヌ、命令ヲ變ヘナケレバナラヌト云フコトヲ言ッテ居ルカラ、其意向ヲ以テ見テモ政府ノ意思ノアル所ハ分ッテ居ラウト思フ、然ルニツレニモ拘ラズシテ商船會社ニ遣ルコトハ出來ヌ商船會社ガ本心ニ立還ッテ諸リ政府ノ命令通ヤルト云フコトデアアルナラバ、左程ニ御嫌ヒナラヌデモ宜シカラウト思フガ、政府ハ左様ニ斷言シテ居ル、若シ政府ノ命令ニ違フコトガアツタ限ハ其モノニ言附ケヌト云フコトヲ明言シテ居ルニモ拘ラズ、星君ハドウシテモ之ヲ削除スルト云フコトハ、政府ノ答辯ヲ御信シナサラヌヤウニ見受ケラレマスガ、政府委員ガ先刻答辯シタコトガ、星君ニマダ十分御耳ニ徹底シナイカ否ヤト云フコトガ疑シキ一デアアル、ツレカラモウ一ツハ、契約條項ト云フモノガ茲ニアツテ、何時デモ解約ノ出來ルヤウニナッテ居ル、サウ云フヤウナコトハ解約ガ出來ルト云フコトデアアルニモ拘ラズ、星君ハ何時デモ解約ガ出來ルト云フ條項ヲ御承知ニナラナイノデアリマス、其邊ヲチヨット御尋致シマス

○星亨君(九十一番) 私ガ先程政府委員ニ向ッテ聽イタノハ、此揚子江航路ノコトデハナイノデアアル、即チ此祕密條約ニ在ル所ニ係ッテ居ル、所謂天津トカ若クハ牛莊ノ間ノ航路ニ附イテ聽イタノデアアル、ツレ故ニ若シ此會社ガ相當ナル資格ヲ備ヘテ居ルナラバ、其中ニ競争スルコトガ出來ル、故ニ若シサウ

云フ時分ニハドウスルノデアアル、他ニ資格ガアルナラバコンナ約束ヲシテ居ッテモ、尙ホ仲間ニ入レルコトガ出來ルカト聽イタラバ、政府ハ固ヨリ斯ウ云フ契約ガアル以上ハ、他ニ資格ガアツテモ仲間ニ入レナイ積デアルト云フノハ、揚子江以外ノ別ナ航路ノ話デアアル、而シテ揚子江ノコトハ既ニ豫算ニモ出テ居リマスル如ク、商船會社ニ與ヘルト云フコトニナッテ居ルノデアアル、ツレ故ニ商船會社ニ與ヘルノナレバ、其商船會社ハ所謂本心ニ還ッテ居ラヌ所ノ商船會社デゴザイマスカラ、是ニ吾々ハ與ヘルコトガ出來ナイト申シタノデアアル、決シテ政府ヲ信用シナイノデアハナイ、モウ一ツハ解約云々デゴザイマスケレドモ、是ハ別ナ話デアアツテ、今與フルカ與ヘヌカト云フノデ、解約ノ議論ニハ一向入ッテ居ラヌデアアラウト私ハ考ヘテ居ルノデス

○佐々友房君(百四十二番) 御尋ヲ致シマスガ——星君ニ御尋ヲ致シマスガ此商船會社ニ從シ關係ガアルトシテモ、政府委員ノ答ヘラレタ通ニ、必ズ此特定航路ト云フモノハ必ズ政府ガツレハヤラセルト云フコトヲ斷言スルナラバ、星君ハ御承知ニナルノデアリマス、又ハ此東洋ノ今日ノ形勢ニ附イテ、最モ斯ノ如キコトハ國家ガ補助スベキモノデ、即チ其大體ニ於テハ星君モ御同感ト存ジマスガ、政府委員ノ今一應答辯ヲ得マシテ、星君ニ於テ商船會社云々ト云フコトニ御懸念ノナイ以上ハ、此事ヲ實行スルコトニ御同意ニナルノデアリマス

○星亨君(九十一番) 宜シウゴザイマス、ツレハ答ヘマスガ、今私ガ政府委員ニ問ヒマシタノハ、此揚子江以外ノコトニ附イテ問ウタノデアアル、即チ星松三郎君ニ答ヘタノト同事ニナルノデアアル、ツレニ附イテ政府ハ斯ウ云フコトガアルナレバ許サヌト云フコトニナッテ居リマスガ、然レドモ揚子江ニ附イテハ政府ツレ自身ガ豫算デ、商船會社ニ許スト云フコトハ豫算デ出來テ居ルノデアアル、ツレ故ニ是ハ商船會社ニ許サヌノデアアル、此他ニ許スノデアアルト云フナラバ、私モ前ヨリ申シマスル通、此航路ハ必要デアアルカラシテ、他ノ會社ニシテ商船會社ノ如キ本心ヲ失ハナイ會社ガアレバ、是ニ許スコトニ附イテハ躊躇致サナイノデアアル、併ナガラ尙ホ一應考ヲ願ヒタイノハ、來年ヨリ之ヲ實行スルト云フコトデアアルカラ、他ノ會社ニシテ今カラ相談スル必要ガナイト考ヘルノデアアル

○佐々友房君(百四十二番) 星君ニモウ一應御尋致シマスガ、果シテ商船會社ニシテ政府ノ命令ニ服從シテ其約束ヲ被棄スルカ、決シテ星君ノ御懸念ノヤウニ日本人ニ不利益ヲ與ヘナイト云フコトガ明白シタ以上ハ、星君ハ此原案ニ御同意デアリマス

○星亨君(九十一番) ツレハ固ヨリ商船會社云々ハナイ譯デアリマスカラ、サウ云フコトニナレバ同意ヲ致シマスガ、本年ヨリヤル必要ガナイ、モウ一ツハ此契約ガ破レナイト私ハ考ヘルノデゴザイマス(ツレハ別問題デアアルト呼フ者アリ) イヤ、別問題デアハナイ

○佐々友房君(百四十二番) ツレハ別問題

○星君(九十一番) イヤ、別問題デハナイ、是ガ大問題ニナラウト考ヘル
ノデア、ト云フモノハ三年ノ間ノ條約ヲ致シテ居ル、サウシテ一年経タナ
ラバ此條約ト云フモノハ雙方改メルト出タルト云フコトニナツテ居ルカ
ラ、如何ニ政府ト雖モ他ノ國ノ人ニ信ヲ失ツテ、契約ヲ破ルト云フコトノ命
令ハ、私ハ出来ナイト考ヘルノデア、然レドモ私ハ前ニ申シタ通是ハ
一年経テ改正ガ出来ルノデア、又揚子江ノ航路ハ一年経ツテ實行スルモノ
デア、ソレデ宜シト云フコトノ結論ニナルノ外ナイト考ヘル

(採決々々ト呼フ者アリ)

(政府委員遞信次官工學博士古市公威君演壇ニ登ル)

○政府委員(古市公威君) チョット一言唯今ノ動議ニ對シテハ辯明シテ置カ
ネバナリマセヌ、星君ノ第四ノ削除ハ蓋シ二點ニ起因シテ居ルヤウニ認メラ
レマス、第一ハ商船會社ガ或ル線路ニ向テ北清線路——此北清線路ハ今日
ハ特定航路デハナイノデア、自由航路デアリマス、ソレニ向ツテ或ル
會社ト契約ヲシテ其會社ノ荷物ヲ積マウト云フコトヲ約束シタコトガ宜シク
ナイ、ソレデア、アルカラ第四ヲ削レ、ソレカラ第二ニハ今日何モ遺ルニ及バ
ナイ、來年カラ效能ノアル勸ヲ爲ス契約デア、今日之ヲ極メルニ及
バナイト云フ、此二點ト思ハレマス、デ其第四ノコトニ附イテ二線混淆シテ
居ルコトハ、先刻モ星松三郎君カラ御注意ガアリマシタガ、是ハ其通デ、一
ツハ大阪商船會社、一ハ大東汽船會社デ、是ハマルデ別ノ話デア、ノデア
マス、揚子江ト蘇杭間ノ航路トハマルデ別ノ話デア、リマス、蓋シ星君——
亨君ノ動議ハ揚子江航路ノコト、考ヘマス、第一ニ特定航路以外ノ航路ニ於
テ或ル船會社ガ、或ル荷主ト約束スルコト云フコトハ、政府ハサウ惡ルイコ
ト、ハ認メナイ、先刻星君ニ御答ヲ申シタ通ニ、北清線路ガ特定航路デ而シ
テ其特定航路ニ商船會社ガ斯ノ如キ不都合ナ契約ヲスルナラバ、ソレハ決シ
テ特定航路トシテ助成ヲ與ヘナイ、別ノ會社ニヤラセルト申シマシタ、デ揚
子江ニ於テ斯ノ如キ約束ガアツタト云フコトナレバ、ソレハ逆モ許シテ置ケル
話デア、是ハマルデ別ノ話デア、若シ日本人ガ或ル外國ノ會社ト荷送ヲ
約束スルコトハ、何カ是ガ其今ノ國賊ノヤウナコトニナリマス、外國人ハ
荷物ヲ總テ外國ノ船ニ頼マウト云フコトニナリハシナイカ、ソレデハ大變ナ
不利益ナコトデヤナイカ(ヒヤ／＼ト呼フ者アリ)或ル大キナ荷主ガアツテ、
ソレガ毎年何程カノ——少イモ何程ト云フ相當ナ船ヲ購置スルダケノ荷物ヲ
送ル原料ノアル會社ガアル、其會社ガドウゾ私ノ荷物ヲ送ツテ呉レヌカト、或ル
日本ノ會社ニ頼ンデ其會社ハソレニ應ジテ送ツテヤラウ、相當ノ賃錢ヲ取ツテ
送ツテヤラウト云ツテ、一向差支ナカラウト思フ、是ガ若シ特定航路デア、
ハ決シテ許サレマセヌ、ソレ故ニ特定航路ヲ國庫カラ補助スル必要ガアルダ
ラウト考ヘマス、デアリマス、此特定航路以外ニ此約束ガアツタメニ、他ノ
特定航路、約束ノナイ航路ヲ打壞シテシマフハ甚ダ殘念デア、ソレデ第二

ノ星君ノ御論ニ依ルト、是ハ今年契約ヲスル必要ハナイ來年カラ勸ケカラ、
是ハ御尤ノヤウデガスガ、諸君ニチヨット御考ヲ願ヒタイノハ、普通ノ(大
聲ニ願ヒマス)ト呼フ者アリ)隨分大キイ積デガスガ(笑聲起ル)普通ノ船
ト違ヒマス、先刻星君モ確カ述べラレタ思ヒマスガ、今カラ約束ヲシテ置キ
マセヌト船ヲ造ルニ困ル、御承知ノ通長江ハ或ル一種ノ船ヲ使ハナケレバナラヌ
ノデゴザイマス、揚子江ハソレハ今日マデ海ヲ乗ツテ居ル八百噸バカリノ大井
川九龍川丸ヲ使ツテ居ル、ソレガタメニ甚ダ信用ガ薄イノデア、現ニ長
江ニ適當スル船ヲ二艘造リツ、アリマス、ソレハ今年浮ベルヤウニナリマス
ガ、其外ニ尙ホ二艘即チ上海漢口間ニ一艘、漢口宜昌間ニ一艘、是ダケノモノ
ヲ加ヘマセヌト、アスコデ十分ニ勸ヲ爲スコトガ出来ナイト云フ政府ノ考デ
アルノデゴザイマス、御聞及デモアリマセウガ、既ニ此航路ニハ支那ノ招
商局怡和洋行太古洋行ト云フガ連合シテ、彼ノ航路ヲ先ヅ今日ノ所デハ占有
シテ居ルト云フテ宜イ位ナ有様デア、ソコニ競争ニ出掛ケタ所ガ、此三會
社ノバカリノ競争デナシニ、今日ハ既ニ獨逸ガツレニ手ヲ掛ケマシテ、是モ
六艘程ノ船ヲ造ツテ、今將ニ其内ノ一艘ハ出來テ勸イテ居リマス、モウ一艘モ
勸キツ、アル有様、マダ後トニ四艘モ出來ル趣デア、サウ云フ有様デア、リマ
スカ、餘程根據ヲ固クシテ掛ラヌト、折角戰捷ノ結果ニ依ツテ開カレタ彼
ノ航路ヲ廢棄サセルヤウナコトニナツテハ甚ダ遺憾デア、アルカラ、更ニ之ヲ擴
張シナケレハナラヌト認メテ、此補助案ヲ提出シタシタデゴザイマス、其船デ
アリマスルガ、船ガ丁度他ノ航海ニ使ツテ適當ノヤウナ船デアレバ、或ハ會社
モ奮發シテ拵ヘラル、即チ星君ノ先刻言レタヤウナコトモ出來マスルガ、此船
ハ一種特別ノ船デア、外ニ用ヒ所ノナイ船デア、リマス、既ニ長江ニ用ヒ
テ居ル漢口宜昌間ニ用ヒテ居ル大原丸杯ハ、諸君ノ中ニ御覽ニナツタ方モ大分
アルダラウト思ヒマスガ、餘程特別ナ船デア、サウ云フ船ヲ拵ヘテ補助ガ
ナイ、使ヒ所ガナケレバ、ホシノ寶ノ持腐レニナルノデア、リマス、カシテ、
餘程固クシテヤラヌト大抵ナ會社デハ出來ルモノデア、リマス、考ヘマス、ソ
レ故ニ今年カラ此契約ヲ結ブコトノ許諾ヲ得テ置イテ、サウシテ出來上ツタ
バ結ブゾ、結ブカラシテ早ク船ヲ造レト申シタイノデ、之ヲ提出シタ次第デ
ゴザイマス、カ、ドウゾ原案ニ御賛成ヲ願ヒマス

(政府委員遞信次官工學博士古市公威君演壇ニ登ル)

○政府委員(古市公威君) 本員ハマダ聞及ビマセヌ、郵船會社ニハ……
○出水彌太郎君(百五番) 其他ニハ……
○政府委員(古市公威君) 其他ニハ何デモ或ル船ヲ土臺貸シテ、此船ヲ貸ス

シテスガナ、日本人ノ持ッテ居ル船ヲ貸シテ、此船デ他國ノ荷物ヲ運送シヤ
ウト云フヤウナモノハアル趣ニ聞エテ居リマス、其他或ル航海ニ向ッテ此船
ヲ早ク言ハバ買切デス、買切デ此船ニ他ノ荷物ヲ積ンデハナリマセヌ、私ノ
荷物ヲ積ンデ下サイト云フ約束ハ幾ラモアル、時期ヲ定メテ約束シテ居ルト
云フコトハ、別ニ聞及バナイ、ツレハ先刻申シタ通、特定航路ニ對シテ船主
ト荷主ト契約ハ、一々届出ル譯デモ何デモナイノデアリマス

〔討論終決〕ト呼フ者アリ

〔工藤行幹君演壇ニ登ル〕

〔簡短々々〕ト呼フ者アリ

○工藤行幹君(二百七十番) 少シク是ハ大事ナ問題デゴザイマス、サウ急ガ
ズトモ緩クリヤリマス、私ハ長ク言フ積ハナイケレドモ、餘リ御冷カシニ
ナレバ私ハ強情張ラネバナラス、此第四ノ如キハ削除ノ説ガ——星君ノ説ハ
一應尤ニ私共モ思フノデゴザイマス、然レドモ到底是ガ削除スベカラザルモ
ノデアルト思フノハ、此理由ハ二ツノ點ニ附イテ政府委員ガ能ク辯明セラレ
タカラ、私ハ繰返ス必要ハナイト思ヒマス、一ツハ來年ニナッタ遺ルノデア
ルカラ、來年結ンデ宜イ、來年協賛ヲ經レバ宜シイト云フコトハ、到底爲シ
能ハザルコトデアアル、政府委員ノ言ウタコトハ能ク御分リデアラウト思ヒマ
ス、是等ノコトハ宜シウゴザイマスルガ、唯線路ノコトニ附キマシテハ、唯今
政府委員ガ是レ亦申シタ通、此特定航路ニ對シテハ決シテ右等ノ條約ヲ用ヒ
サセヌ、又用ヒルト云フ譯ナラバ他ノ會社ニ遺ルト云フコトデアリマスル
云フト、必ズ大阪商船會社ニ遺ラナクツチヤナラヌト云フコトハ毫モナイノ
デゴザイマス、面シテ吾々ノ此多クノ航海補助費ヲ出スト云フ精神ヲ一應御
話申シテ見レバ、全體内地ノ航路ヨリハ外國ノ航路ヲ盛ニシタイト云フノガ
吾々ノ主眼デアアル、然ルニ今ヤ日本ト支那トノ交易、此コトハ成ルタケ及ブダ
ケ東洋ノ交易ヲ盛ニシテ以テ、歐羅巴各國ノ競争ニ當リタイト云フコトハ、諸
君モ皆御同意デゴザイマセウ、若シ之ヲ盛ニセントスルナラバ、此航路ヲ捨
テ、何ヲ以テ往ク譯デゴザイマス、然ルニ之ヲ一年拾テ、モ宜イ、サウスレ
バ來年ニナリテ準備ガ出來ナイノデ、又一年待タナケレバナラヌト云フコト
ニナッタ居ルノデゴザイマス、面シテ星君ニ今少シ規模ヲ大ニシテ貰ヒタイ
ト思フノデアアル、必ズ此線路ニ補助ヲシテ荷物ヲ積ムモノハ、元々日本人ノ
所有ノ物品バカリヲ積マウト云フ目的デナイ、歐羅巴人ノ物デアラウトモ、
支那人ノ物デアラウトモ、此日本ニ出入スル所ノ貨物ヲ悉ク載セテ以テ、此運
賃ヲ取ッテ日本ノ國益ヲ圖リタイト云フノガ主眼デアアル、諸君、試ニ私モ今
確ナルコトハ忘レマシタケレドモ、此四五年前マデハ日本ニ這入ル品物、或ハ
出ル品物モ過半以上、殆ド八分モ其運賃ヲ悉ク外國人ニ運賃ヲ取ラレテ居
タデハゴザイマセヌカ、是ハ如何ニモ遺憾デゴザイマスカラ、昨年モ歐洲航路ニ
補助シテ、此運賃ヲ外國人ニ取ラレヌデ、日本人ガ是ヲ得タイト云フノガ本意
デアッタノデアリマス、然ラバ今此問題支那ニ對スル最モ緊急ナル所ノ、此航

路ニシテ之ヲ日本人カラバカリ取ルノデナイ、外國人カラデモ支那人ノ荷物
デモ、總テ日本へ出入スル品物は是ニ積載セルノデゴザイマスカラシテ、特定
航路ニサヘ右ノ如キ條約ガナケレバ、私ハ決シテ構ハヌコトデアルト思ヒマ
ス、諸君ガ是マデ能ク釋ヘタデハゴザイマセヌカ、今ヤ日本ノ富強ヲ圖ル
ニハ内地ノコトバカリデハイカヌ、外國人ト大ニ競争シテ大ニ此利益ヲ圖ラ
ナケレバナラヌト云フコトデアアル、然ルニ此線路ヲ一年淹滞セシメテ、何ヲ以
テ外國トノ貿易ガ盛ニナルコトガゴザイマスカ、是ハ唯星君ガ日本人ノ荷物
バカリヲ目當ニスルカラサウデゴザイマスルガ、私ハ其所有者ノ如何ヲ問ハ
ズ日本ニ這入ル物出ル物ハ悉ク此航路ニ補助シテ以テ、舊來外國人ガ占領シ
テ居ル所ノ利益ヲ我邦ニ取ルト云フコトハ、最モ國家經濟ノ上ニ於テ必要ナ
ルコト、思ヒマスルカラ、私ハ此コトニ附イテハ、委員長ノ報告ヲ贊成スル者
デゴザイマス、ドウゾ諸君モ規模ヲ大ニシテ、是等ノコトハ一時ノ感情ニ制
セラレズ、御賛成アラントヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 採決致シマス

○星松三郎君(二百八十二番) 採決ノ前ニチヨット確メタイ、第四ノ中ニ蘇
州ト杭州トノ線路ガゴザイマス、採決ノ際ニハ別ニ御採決下サルコトヲ望ミ
マス、マサカ此ハ否決ニナリマスマイト思ヒマスガ、此蘇州ト杭州トノ線路
ハマルデ別デスカラ

○議長(片岡健吉君) 星君ハ全部ヲ削ルト云フ修正説デアリマス、採決ヲ致
シマス、此第三ノ方ニハ議論ガアリマセヌカラ、第三ハ委員長ノ報告通御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケバ第三ノ方ハ委員長ノ報告通決シマス、第
四ノ方ニハ星君ガ全部削除ノ動議ヲ出サレデアリマスカラ、是ハ先ヅ委員
會ノ修正ニ附イテ採決ヲ致シマス、若シ是ガ成立チマセヌケレバ次ハ原案ニ
附イテ採決致シマス、星君ノハ削除説デアリマスカラ、此通ノ順序デ採決
致サウト思ヒマス、委員會ノ修正説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、委員會ノ修正通決シマシタ、第五ハ
原案ノ通デ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ原案ノ通決シマス

○井上角五郎君(百八十四番) 議長

○議長(片岡健吉君) 少シ御待下サイ、大三輪長兵衛君カラ此際請願委員會
ヲ開キタイト云フコトデアリマス、御異議ナケレバ許シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 野尻岩次郎君ハ滿期軍用馬匹ニ關スル建議案ノ委員會
ヲ開キタイト云フコトデアリマス、御異議ナケレバ許シマス

○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ
開キタイト云フコトデアリマス、御異議ナケレバ許シマス

○議長(片岡健吉君) 委員長戸狩權之助君ヨリ日本漆保護ニ關スル建議案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマス、御異議ガナケレバ許シマス、井上角五郎君

○井上角五郎君(百八十四番) 私ハ此際緊急勸議ヲ出シテ議事日程ノ變更ヲ求メヤウト心得マスガ

○議長(片岡健吉君) 何ノ件デス

○井上角五郎君(百八十四番) ソレハチヨット此案ヲ朗讀致シテ見マスデゴザイマス

帝國臣民ノ外國ニ於ケル鐵道敷設ニ關スル法律案ハ帝國臣民ニ於テ外國ニ於テ鐵道ヲ敷設シ運輸ノ業ヲ營マンガタメニ帝國内ニ於テ設立スル會社ニ付イテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケ之ニ準據セシムルコトヲ得提出者ハ星亨君尾崎行雄君佐々友房君長谷場純孝君島田三郎君、斯ウ云フヤウナコトデアリマシテ、是非此會期ニ於テ制定スルノ必要ガアルカラ、議事日程ヲ變更シテ諸君ノ即決セラレンコトヲ希望致シマス

(贊成々々)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 井上角五郎君ノ議事日程變更ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ議事日程ヲ變更致シマス——井上角五郎君

帝國臣民ノ外國ニ於ケル鐵道敷設ニ關スル法律案

(井上角五郎君演壇ニ登ル)

○井上角五郎君(百八十四番) 諸君、唯今法律案ノ文章ハ朗讀シマシテゴザイマスガ、極簡單ナモノデアリ文章ヲ朗讀スレバ意味自ラ瞭然タリト云フガ如キ法律デゴザイマスカラモウ一度文章ヲ朗讀致シマス「帝國臣民ノ外國ニ於ケル鐵道敷設ニ關スル法律案帝國臣民ニ於テ外國ニ於テ鐵道ヲ敷設シ運輸ノ業ヲ營マンガタメニ帝國内ニ於テ設立スル會社ニ付イテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケ之ニ準據セシムルコトヲ得」是ガ法律案デゴザイマス、サウシテ其理由ハ矢張此書イテアルノヲ朗讀致シマス「理由帝國臣民ガ外國ニ於テ鐵道ヲ敷設シ運輸ノ業ヲ營マンガタメニ會社ヲ設立スル場合ニ於テ私設鐵道條例及商法ノ規定ヲ遵守スルトキハ到底事業ニ著手スル能ハザルノ事情アリ此等ノモノニ對シテ除外例ヲ設ルハ蓋シ已ムヲ得ザル所ニシテ特別ノ法律ヲ制定スルノ必要アリト雖モ事緊急ニ屬スルヲ以テ之ヲ行政命令ニ一任セントス是本案ヲ提出スル所以ナリ」要スルニ京釜鐵道ヲ早ク成立サセタイト云フダケノ法律案、ドウカ諸君ハ讀會省略ヲ以テ直チニ可決セラレンコトヲ希望致

シマス
○議長(片岡健吉君) 本案ハ讀會省略ニ御異議ハアリマセヌカ
(異議ナシ)ト呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ致シマス、本案ニ就イテ御異議ハアリマセヌカ

帝國臣民ノ外國ニ於ケル鐵道敷設ニ關スル法律案 確定議

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案通決シマス、議事日程ノ第六水難救護法中改正法律案第一讀會ノ續委員長報告——永井嘉六郎君

第六 水難救護法中改正法律案(永井嘉六郎君外六名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○永井嘉六郎君(七十二番) 水難救護法中改正法律案ノ委員會ヲ開キマシタ結果ヲ御報告致シマス、此委員會ハ二月十九日同シク二十日ノ兩日ニ開キマシテ、是ハ修正ヲ加ヘシテ多數ヲ以テ此修正案ノ通可決致シマシテゴザイマス、即チ諸君ノ御手許ニ修正ノ文章ハ差上ゲテゴザイマスガ、尙ホ一應修正ノ條項ダケヲ朗讀致シマス「水難救護法中左ノ通り改正ス」第二十四條第一項中「三日以内」ヲ「七日以内」ニ改メ第二項中「所有者ヨリ」ノ下ニ「河川漂流スル材木ニ在リテハ其價格ノ十五分ノ一其他ノ」ト第二十七條第一項中「所有者」ノ下及第二項中「拾得者」ノ下ニ「各河川ニ漂流スル材木ニ在テハ其價格ノ十五分ノ一其他ノ」ト、ツレカラ第三十五條ハ提出致シマシタ通デゴザイマス、此水難救護法中ノ法律上ノ不備ヲ補フト云フノデゴザイマシテ、是ハ唯材木ノ漂流ニ關スルダケノ條項ヲ修正ニ止リマス、極單純ナモノデゴザイマス、此事ニ附キマシテハ政府委員モ御異議ハゴザリマセヌノデゴザイマス、委員會ハ多數ヲ以テ可決致シマシテゴザイマス、ドウゾ讀會省略ニセラレマシテ、可決アランコトヲ希望致

(贊成々々)ト呼フ者アリ

○恆松隆慶君(百四十二番) 委員長ノ報告ニ異議ハゴザイマセヌカラシテ、ドウカ讀會省略デ可決アランコトヲ……

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ讀會ヲ省略シテ、直チニ確定議ニ付スルコトニ致シマス、本案ハ委員長ノ報告通御異議ハアリマセヌカ

水難救護法中改正法律案 確定議

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員長ノ報告通決シマス、議事日程

ノ第七地上權ニ關スル法律案、第一讀會ノ續、委員長ノ報告——山内吉郎兵衛君

第七 地上權ニ關スル法律案(元田肇君
外八名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

(山内吉郎兵衛君演壇ニ登ル)

○山内吉郎兵衛君(二百八十八番) 地上權ニ對スル法律案ノ委員會ハ昨日開キマシテ、昨日決シマシタノデゴザイマスル、其經過並結果ハ報告書ヲ以テ御通知ヲ致シテ置キマシテゴザイマスカラ、唯第一條ノ但書ヲ削リマシタコトト、第二條ノ「善意」ト云フ二字ヲ取リマシタ、即チ第二條ノ第二項ヲ置キマシタコトデ、是ハ政府委員ニ向ッテモ交渉ヲ致シマシタケレドモ、此通ナラバ差支ナイコトデアルト云フコトデアアル、デス決決定ヲ致シマスレバ先ヅ狡猾者ヲ防グト云フ方ニ附イテハ大層利益デアアル、又既ニ權利ヲ得ル者ニ至ッテハ、是デ回復スルコトニ至リマスルヤウナ、實ニ已ムヲ得ザル緊急ノ法律案デアルト思量致シマスルカラ、ドウカ讀會省略デ直ニ決セラレンコトヲ求メマス

○恆松隆慶君(百四十二番) 讀會省略

○議長(片岡健吉君) 讀會省略デ直ニ議事ニ附スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ致シマス

○恆松隆慶君(百四十二番) 委員長報告通異議ハアリマセヌ

○議長(片岡健吉君) 委員長報告通異議ハアリマセヌカ

地上權ニ關スル法律案

確定議

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員長ノ報告通決シマス、議事日程ノ第八工場取締及工業ニ從事スル労働者ノ保護ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略シマス、原田赴城君

第八 工場取締及工業ニ從事スル労働者ノ保護ニ關スル建議案
(原田赴城君提出)

工場取締及工業ニ從事スル労働者ノ保護ニ關スル建議案

工場取締及工業ニ從事スル労働者ノ保護ニ關シ曩ニ本院議員原田赴城外三十一名ヨリ政府ニ質問スル所アリシニ政府ハ之ニ答ヘテ「願フニ此ノ事タル一國工業ノ盛衰ト労働者ノ休戚ニ關スル重大問題ニシテ利害ノ關スル所極メテ多端ナルカ故ニ本大臣ハ急速事ヲ斷シテ萬一ノ悔ヲ將來ニ遺サムヨリハ寧ロ慎重ノ討究ヲ經テ徐ロニ之ヲ決定スルノ得策タルヲ認ム云々」ト答辯セラレタルモ現在社會ノ狀況ハ決シテ其ノ施設ノ緩漫ヲ許サス故ニ政府ハ宜ク速ニ之カ調査ヲ終リ次期議會迄ニ其ノ施設ヲ爲サムコトヲ望ム

右建議ス

(原田赴城君演壇ニ登ル)

○原田赴城君(七十四番) 諸君、本員ハ工場取締並ニ労働者ノ保護ニ關スル建議案ヲ提出致シマシタ、其理由ヲ説明致シマシテ諸君ノ御賛成ヲ得タイ考デアリマス、此問題ハ御承知ノ如ク何等ノ黨派ニモ關係ナク、又豫算ニモ關係ナク、又一ツノ運動者モナク、極テ活氣ナイ問題ノヤウデゴザイマスル、併ナガラ社會ノ現狀ト將來ヲ察シマスルト、決シテ忽諸ニ附スベカラザルモノデアラウト存ジマス、故ニ會期切迫ノ今日ナルニモ拘ラズ、提出ヲ致シタ次第デゴザイマスル、此將來ニ附キマシテ工業變遷進步ノ影響デアリマス、是等ノコトハ本員ノ茲ニ喋々ヲ要スルマデモナク、諸君ガ萬御承知ノコトデゴザイマスガ、順序トシテ聊カ其大要ヲ申述ベマスル積デゴザイマスル、諸君御承知ノ如ク此蒸氣機械ノ發明ト共ニ、工業ハ非常ニ變遷進步ヲ致シマスル、尤モ茲ニ本員ノ工業ト稱シマスルノハ、美術ノ如キ特別ノ工業ヲ申スノデハナイノデス、即チ製絲ノ如キ、織物ノ如キ、或ハ鑛山ノ如キ、普通ノ工業ヲ申スノデゴザイマスル、是等ノ工業ハ蒸氣機械ノ發明ト共ニ總テ機械的ニ進步ヲ致シマス、其機械的ニ進步スルト同時ニ、其工場ノ生産物ノ販路ト云フモノモ、亦地方的ヨリシテ國際的ニ移リマス、從ッテ小工場ト云フモノハ大工場ニ壓セラレテ、遂ニハ小工場ハ盡ク大工場ノ併吞スル所トナルデアリマス、サウ致シマスルト國內ノ資本ト云フモノハ、少數ノ工場主ニ皆集注致シマシテ、國內ニハ多數ノ無資本家即チ貧民ナルモノガ生ジテ來ルデアリマス、其結果ハ即チ貧富ノ争ヒ、資本家ト工場主ノ競争ガ起ルデアリマス、遂ニハ貧富ノ競争、資本家ト無資本家ノ軋轢、社會ノ中ニ言フベカラザル現狀ヲ呈シテ來ルデアリマス、是ガ工場ノ變遷進步致シマシタ終局ノ結果デアラウト思レルノデス、先ヅ將來ノ大概ハ是ニ止メマシテ、我國今日工業ノ現況ヲ試ニ統計ニ徴シテ見マスルト、二十九年現在ノ工場數ハ七千六百七十二デアリマス、其中ニ職工ノ數ハ四十三万九千六百六十八、三十年ノ現在工場數ハ七千三百二十七、職工ガ四十三万九千五百四十九人、斯ウナリマス、之ヲ二十九年ニ比較ヲ致シマスルト工場ノ減シマシタ數ガ三百四十五デアリマス、職工ハ之ニ反シテ二千九百三十二人、是ダケノ増加ヲ致シテ居リマスル、此統計ノ上デ見マスルト、既ニ今日ニ於テ小工場ハ大工場ニ壓セラレ、現況ヲ呈シテ居ルデアリマス(簡短ヤケト呼フ者アリ)早クヤラスト定足數ガ關ケマス「ト呼フ者アリ」此五十万足ラズノ職工即チ労働者ガ他日此社會ニ如何ナル現況ヲ呈スルデアリマセウカ、他日ヲ俟タズ既ニ今日種々ノ現狀ヲ呈シテ居ルデアリマス、諸君モ定テ御承知デアリマセウガ、去ル一月二十四日愛知縣下葉栗郡光明村織物工場、此工場ノ燒失ノ際ニ工女三十一名ヲシテ瞬ク間ニ白骨ニ化セシメタルデアアル、其時ノ景況ハ新聞ニ記載シテアリマス如ク、女工ノ出入ヲ嚴禁スルガタメニ、二階ニ宿泊セシメテ其表ヨリ鐵ノ錠ヲ下シテ置イタト云フコトデアアル、出火ノ際ニ其錠ヲ外スコトヲ致サヌデ、無殘ニモ三十一名ノ工女ヲ瞬ク間ニ白骨ニ化セシメタルデアアル、又今一ツハ是モ新聞

紙上ニ見エマレタコトデ、定テ諸君モ御承知デゴザイマセウガ、去ル九日……

○持田直君(百五十六番) 頭數ガアリマスカ

○議長(片岡健吉君) 今數ヘテ居リマス

○原田赴城君(七十四番) 府下南葛飾郡龜戸村ニ於テ、友禪染職工ガ二百八十名程同盟罷工ヲ企テタ、斯ウ云フコトデアリマス、サウ云フヤウナ次第デアリマスルニ、更ニ一面ヲ顧ルト我國ノ目下ノ經營ノ上ニ附イテ、此社會問題ニ對シテ殆ド一ノ見ルベキモノガナイノデアリマス、尤モ當期ノ議會ニ於テ、孤兒若クハ感化法ノ如キモノガ現レ出マシタケレドモ、ソレ等ヲ以テ満足スルモノデナイ、又當議場ニ通過シタ所ノ治安警察法ヲ見マスルト、同盟罷工ヲ取締ルコトダケノ方法ヲ設ケテアル、既ニ當局者ニ於テモ孤兒法トカ若クハ感化法或ハ同盟罷工ヲ取締ルト云フヤウナ必要ヲ認メルナラバ、更ニ大ナル所ノ工場取締若クハ労働者ノ保護ニ對シテ相當ノ施設ガナケレバナラヌト思ハレル、ソレ故ニ先日質問書ヲ提出致シマシタ所ガ、其答辯ニ依リマスルト徐ニ之ヲ計畫スルトカ、若クハ時ニ及ンデ相當ナ施設ヲスルト云フヤウナ緩慢ナコトデアル、故ニ斯ノ如キ緩慢ナコトニ満足スル譯ハ參リマセヌカラ、是非共後期ノ議會マデニハ相當ノ施設アラシムコトヲ望ム、斯ウ云フ趣意デゴザイマス、御希望ニ依リマシテ極テ簡短ニ致シマシタカラ、ドウゾ滿場ノ御賛成ヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(百四十二番) 委員付託ニナランコトヲ希望致シマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

(「即決ヲ望ミマス」ト呼フ者アリ「反對」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 委員付託ノ説ガゴザイマスカラ、委員付託ニ附イテ採決致シマス、委員付託ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、是ハ九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス

○恆松隆慶君(百四十二番) 第九モ直チニ委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス、會期切迫ノ折デゴザイマスカラ

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 議事日程第九在韓國居留民教育ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第九 在韓國居留民教育ニ關スル建議案 (喜多川孝經君外三名提出)

在韓國居留民教育ニ關スル建議案 (喜多川孝經君外三名提出)
韓國釜山、仁川、京城、元山及木浦各居留地ニ於ケル本邦人ノ教育ハ内國

市町村ニ於ケルト大ニ其ノ事情ヲ異ニスルモノアリ依リテ政府ハ其ノ事情ヲ斟酌シ各居留地小學校教育費ヲ補助シ其ノ教員ニハ内國ニ於ケルト同様ノ待遇ヲ與ヘ又其ノ教員ハ内國府縣師範學校ヨリ雇聘シ得ルノ方法ヲ定ムルハ刻下緊急ノ實務ナルヲ信ス

右建議ス

○議長(片岡健吉君) 委員付託ニ御異議ハアリマセヌカ——九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、西川宇吉郎君カラ緊急動議ガ出テ居リマス、所得稅法中改正法律案ヲ議事日程ヲ變更シテ此際議事ニ掛ケタイト云フコトデアリマス

(「反對々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 議事日程變更ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス議事日程第十製鋼事業獎勵ニ關スル建議案委員長報告

第十 製鋼事業獎勵ニ關スル建議案(堀田連太郎君外二名提出) (委員長報告)

○堀田連太郎君(百九十九番) 登壇スルダケノ時間ガアレバ報告シ終ルト思ヒマスカラ、此席カラ申シマス、本案ハ必要ト認メマシテ、委員會デハ全會一致ヲ以テ可決スベキモノト決定致シマシタ、此段御報告致シマス

(「恆松隆慶君」委員長ノ報告ニ贊成「ト呼フ」)

○議長(片岡健吉君) 委員長ノ報告通御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員長ノ報告通決シマス、議事日程ノ第十一大日本私立衛生會衛生事務講習所補助ニ關スル建議案、委員長報告、齋藤壽雄君

第十一 大日本私立衛生會衛生事務講習所補助ニ關スル建議案(脇坂行三君外三名提出) (委員長報告)

(「齋藤壽雄君演壇ニ登ル」)

○齋藤壽雄君(二百七十番) 委員會ノ經過ト結果ヲ報告致シマス、此案ハ極簡單ニ致シマス、建議致シマシタ趣意ガ少モ分ラヌト存ジマスカラ、暫時御聽下サイ(分ッテ居ル「贊成々々」「斯ウ云フモノハ必要ダ」ト呼フ者アリ)

此報告致シマス前ニチヨット一言申上ゲテ置キタイ、ト云フノハ委員會ノ時分ニ速記ガゴザイマセヌデ、後ニナリマシテ委員會ノ模様ガ少シモ分ラナイト

思フ、ソレ故ニ自分ガ記憶致シテ居リマス事柄ダケヲ、要點ダケ御話致シマス（「簡短」又ハ「宜シイ」ト呼フ者アリ）暫時御清聴ヲ願ヒマス（「モウ分ッタ」ト呼フ者アリ）大層諸君ニ御分リニナッテ居ルヤウナ御話デゴザイマスカラ、極ザッソレデハ致シマセウ、諸君今日大日本私立衛生會デヤリ來ッテ居ル所ノ衛生事務所講習所ニ補助ヲ致シマスルコトデ、此事ニ附イテハ政府ノ意向ヲ聞キマスノモ必要ト存ジマシテ、政府委員ニ承リマシタ所ガ、政府委員ハ此案ニハ同意ヲ致シ、且ツ是ガ實行ニ努メルコトニ致サウト云フコトデゴザイマス、ソレ故ニ委員會ハ全會一致ヲ以テ可決致シマシテゴザイマス、ドウゾ諸君略ヲ以テ御決定ニナランコトヲ希望致シマス

○鈴木萬次郎君（二百十九番） 是ハ最モ必要ノ件デゴザイマスカラ、満場一致ヲ以テ可決アランコトヲ望ミマス

○議長（片岡健吉君） 採決致シマス、本案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

（「多數」少數ノ聲起ル）

○議長（片岡健吉君） 少數ト認メマス

○鈴木萬次郎君（二百十九番） 異議ヲ申立テ致シマス——異議ノ申立ヲ致シマス

○議長（片岡健吉君） 出席者ガ定數ヲ缺キマシタカラ、今日ハ是ニテ散會致シマス

○鈴木萬次郎君（二百十九番） 定足數ヲ缺イテ居ルナラバ、唯今ノ少數ト云フ宣告ハ取消シテ、唯今ノ採決ハ無効ト云フコトニ認メテ宜シイカ

○議長（片岡健吉君） 無効デハアリマセヌ

○鈴木萬次郎君（二百十九番） 定足數ニ缺ケタ以上ハ無効デアル

（「有效々々」ト呼フ者アリ）

○議長（片岡健吉君） 鈴木萬次郎君ニ申ス、今宣告ヲ致シタトキハ定足數ヲ缺イテハ居リマセヌ、ソレヨリ後ニ定足數ヲ缺イタノデアリマス（拍手スル者アリ）是ヨリ報告ヲ致シマス——諸君ニ御諮リ致シマスガ、質問ニ對スル政府ノ答辯書ガ七通參ッテ居リマスガ、之ヲ悉ク讀上ゲマストキハ時間ヲ取リマスカラ、御異議ガナケレバ速記録ニ載セルコトニ致シマス

（「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ）

（書記朗讀）

恆松隆慶君提出「ベスト」豫防ノ方針ニ關スル質問ニ對シ西郷内務大臣ヨリ

山内吉郎兵衛君提出國庫ノ出納ニ關スル質問ニ對シ山縣内閣總理松方大藏

西郷内務大臣陸軍樺山文部青木外務芳川逋信山本海軍清浦司法官福農商務十

大臣ヨリ門馬尙經君提出足尾銅山鑛毒被害地ニ關スル質問ニ對シ松方大藏

官福農商務兩大臣ヨリ田中正造君提出政府自ラ多年憲法ヲ破壞シ曩ニハ毒

ヲ以テシ今ハ官吏ヲ以テシ以テ人民ヲ殺傷セシ儀ニ關スル質問ニ對シ西郷

内務官福農商務兩大臣ヨリ山内吉郎兵衛君提出鑛毒事件ニ關スル質問ニ對

シ松方大藏西郷内務官福農商務三大臣ヨリ田中正造君提出亡國ニ至ルヲ知

ラサレバ之レ即チ亡國ノ義ニ關スル質問ニ對シ山縣内閣總理大臣ヨリ金岡

又左衛門君外一名提出火藥原料ニ關スル質問ニ對シ桂陸軍山本海軍兩大臣

ヨリ左ノ答辯アリ

（左ノ答辯書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス）

衆議院議員恆松隆慶君ヨリ「ベスト」豫防ノ方針ニ關スル質問ニ對シ内務大

臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十三年二月二十一日

衆議院議長片岡健吉殿

內閣總理大臣侯爵山縣有朋

明治三十三年二月十六日

衆議院議長片岡健吉殿

「ベスト」ハ明治二十七年香港ニ發生セシ以來頻年香港厦門臺灣等ニ流行セ

ルヲ以テ政府ハ隨時船舶ノ檢疫ヲ施行シ遂ニ昨年四月以降橫濱神戸長崎ノ

三港ニ檢疫所ヲ口ノ津港ニ同支所ヲ常置シ同年八月海港檢疫法ヲ施行後ハ

該法律ニ依リ海外諸港及臺灣ヨリ來ル船舶ニ對シテ當時檢疫ヲ行ヒ

且樞要ノ港灣ニ於テ臨時檢疫所ヲ開設シ以テ他ノ傳染病ト併セテ病毒侵入

ノ防遏ヲ謀レリ從來「ベスト」患者若クハ死者ヲ搭載セル船舶屢々橫濱神戸

長崎ニ來航セシカ毎ニ之ヲ海港檢疫所ニ扼シ未タ曾テ内地ニ侵襲セシメタ

タルコト無シ然ルニ昨年十一月廣島市ニ該患者ヲ發見シ次テ神戸大阪ノ兩

市ニ續々發生スルノ不幸ヲ見ルニ至レリ而シテ廣島市ノ患者ハ臺灣ヨリ歸航

セル近江丸ノ乘客一人ニ止リ他ニ傳染ノ事實ナク神戸大阪兩市ノ患者ハ廣

島市ノ患者ト何等ノ關係アルコト無ク未タ明カニ其傳來ノ系統ヲ知ルコ

ト能ハスト雖惟「ベスト」有病地方ヨリ來レル船舶ノ貨物若ハ塵芥又ハ船鼠等

媒介ニ依リ病毒ヲ輸入シタルモノ、如シ

此發病ヲ見ルニ方リ政府ハ海外有病地及臺灣ヨリ艦機古綿等病毒媒介ノ危

險アル物件ノ輸入ヲ禁止シタリ又此等地方ヨリ來リタル船舶ノ塵芥ハ之ヲ

海中ニ投棄スルカ若ハ之ヲ燒却セシムルコト、セリ又神戶兩市ノ病毒ノ他

地方ニ散蔓スルヲ防止センカ爲メ艦機古綿等ヲ兩市外ニ搬出スルコトヲ停

止セシメタリ又神戶兩市ト交通アル地方ニ於テハ兩市ニ對シ船舶汽車ノ檢

疫ヲ實施セシメ土地家屋ノ清潔方法ヲ周到セシムル等其他各般ノ豫防方法

ヲ施行セシメタリ

有病地タル神戶兩市ニ在テハ患者及之ニ近接セル家ノ交通ヲ遮斷シ以テ病

毒ノ逸散ヲ防キ其遮斷區域內及病毒潛伏ノ虞アル部分ニ對シテハ健康診斷

ヲ施行シ以テ患者ヲ發見ノ速ナランコトヲ期シ患者ノ消毒ハ極メテ之ヲ嚴重

ニシ市內一般ニハ清潔方法ヲ反覆セシメ以テ病毒蕃殖ノ因ヲ絶チ殊ニ傳播

ノ媒介物タル家鼠ノ驅除方法ヲ講セシメタリ

以上ノ豫防方法ヲ周到ナラシメンハ勢ヒ多數ノ吏員ヲ要スルヲ以テ府縣

以下ヲシテ檢疫委員等ヲ増置セシムルト同時ニ各府縣ニ臨時檢疫部ヲ開設

（四）

シ必要ナル經費ヲ國庫ヨリ配付シ以テ檢疫豫防ニ遺策ナカラシムコトヲ期セリ而シテ「ベスト」患者ハ初發ヨリ神戸市ニ二十三人大阪市ニ四十二人其他廣島和歌山福岡長崎靜岡ノ五縣ニ各一人ニシテ本年一月十二日以來其發生ヲ見ス今ヤ幸ニ終熄ヲ告クルニ至レリ然レトモ政府ハ敢テ之ニ安スルニ非ス將來ニ對スル豫防手段トシテハ外ハ海港檢疫ヲ周密ニシ内ハ發病地其他ノ樞要ナル地方ニハ府縣及市ノ衛生行政機關ヲ完フセシメ隔離消毒清潔ニ必要ナル施設ノ完備ヲ促シ且其警戒ヲ嚴ニシ患者ノ發見ヲ速カナラシムルノ方法ヲ講セシメ尙一般地方公共團體ノ豫防事務及個人衛生思想ノ發達ヲ促シ以テ再燃ノ虞ナカラシメンコトヲ期セリ

右及答辯候也
明治三十三年二月十六日
衆議院議員山内吉郎兵衛君提出國庫ノ出納ニ關スル件質問ニ對スル答辯書
差進候也

- 明治三十三年二月二十一日
- 内閣總理大臣 侯爵西鄉從道
- 大藏大臣 侯爵松方正義
- 內務大臣 侯爵西鄉從道
- 陸軍大臣 侯爵桂 太郎
- 文部大臣 侯爵樺山資紀
- 外務大臣 侯爵青木周藏
- 逓信大臣 子爵芳川顯正
- 海軍大臣 山本權兵衛
- 司法大臣 清浦奎吾
- 農商務大臣 曾禰荒助

衆議院議長片岡健吉殿
衆議院議員山内吉郎兵衛君提出國庫ノ出納ニ關スル件質問ニ對スル答辯書

- 一 歲入歳出決算ニ對シ會計檢査院ノ違法トシテ報告シタル事項ニシテ理由アリト認メタルモノハ成規ニ從ヒ處理セリ
- 二 法令ノ解釋ヲ異ニスルニ原因スルモノト認ム
- 三 政府ハ出納上法令ニ違背シタル者ニ對シテハ懲戒ノ規定ニ從ヒ相當處分ヲ爲セリ
- 四 財政上ノ責任ト出納上ノ責任トハ自ラ異ルモノト認ム

明治三十三年二月二十一日
衆議院議員門馬尙經君提出足尾銅山鑛毒被害地ニ關スル質問ニ對スル答辯書差進候也

明治三十三年二月二十一日
大藏大臣 侯爵松方正義
農商務大臣 曾禰荒助

衆議院議員門馬尙經君提出ニ係ル足尾銅山鑛毒被害地ニ關スル質問ニ對スル答辯書
明治三十年ヨリ同三十二年マテ處分セシ免租ノ總額及其段別總數ハ左ノ如シ

明治三十年

段別	地租
一	二四、四五〇・二八一
二	一七、二六七・三二六一

明治三十一年

段別	地租
一	二二、九三三・五六六〇
二	一七、三二四・七〇五九四

明治三十三年二月二十一日
大藏大臣 侯爵松方正義
農商務大臣 曾禰荒助

衆議院議員田中正造君ヨリ政府自ラ多年憲法ヲ破毀シ曩ニハ毒ヲ以テシ今ハ官吏ヲ以テシ以テ人民ヲ殺傷セシ儀ニ關スル質問ニ對シ內務農商務兩大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御同付候也

明治三十三年二月二十一日
衆議院議長片岡健吉殿
衆議院議員田中正造君提出政府自ラ多年憲法ヲ破毀シ曩ニハ毒ヲ以テシ今ハ官吏ヲ以テシ以テ人民ヲ殺傷セシ儀ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十三年二月十九日
農商務大臣 曾禰荒助
內務大臣 侯爵西鄉從道

衆議院議長片岡健吉殿
衆議院議員田中正造君提出政府自ラ多年憲法ヲ破毀シ曩ニハ毒ヲ以テシ今ハ官吏ヲ以テシ以テ人民ヲ殺傷セシ儀ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書提出ニ付及御同付候也

鑛毒ノ害ヲ豫防スルニ付テハ既ニ必要ノ設備ヲ遂ケタルコトハ第十三議會ニ於テ衆議院議員田中正造君ノ提出ニ係ル質問ニ對シ答辯シタル所ノ如ク爾來復鑛業ノ爲ニ損害ヲ及ボシタル事實アルヲ認メス
多衆請願ノ爲ニ上京ヲ企テ其ノ狀況安寧秩序ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ相當ノ取締ヲ爲シタルコトアルモ本月十三日群馬縣ニ於テ警察官憲兵ヨリ人民ヲ殺傷シタル事實アルヲ認メス但シ多數人民中或ハ土石ヲ亂擲シ或ハ其ノ端ヲ尖ラシタル竹竿ヲ馬船ト共ニ荷車ニ載セテ群衆中ヲ疾驅シタル等喧嘩ヲ極メタル者アルヲ以テ其ノ間ニ負傷者アリ

レト雖重傷者ハ之レナキ見込
右及答辯候也

明治三十三年二月十九日

内務大臣侯爵西郷從道
農商務大臣 曾禰荒助

衆議院議員山内吉郎兵衛君ヨリ鑛毒事件ニ關スル質問ニ對シ大藏大臣外二
大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十三年二月二十一日

内閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員山内吉郎兵衛君提出鑛毒事件ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差
進候也

明治三十三年二月二十日

大藏大臣伯爵松方正義
内務大臣侯爵西郷從道
農商務大臣 曾禰荒助

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員山内吉郎兵衛君提出鑛毒事件ニ關シ質問主意書ニ對ス
ル答辯書

足尾銅山鑛毒ノ豫防法並渡良瀬川沿岸被害地ノ處分ニ付テハ去ル明治三十
年中特ニ内閣ニ鑛毒調査會ヲ開キ其調査ニ基キ各省各其責任ノアル所ヲ以
テ夫ノ處分ヲ爲スコトトシ即チ鑛山ニ對シテハ殆ント今日ノ學理上爲シ得
ヘキ所ノ方法ヲ悉クシテ豫防設備ヲ遂ケシメ足尾官林壹萬餘町歩ニ植樹シ
又被害地ニ對シテハ門馬尙經君外三十名提出足尾銅山鑛毒事件ニ關スル質
問ニ對シ本日答辯シタル如ク夫ト免租ノ處分ヲナス等充分ノ救濟法ヲ講シ
タルハ諸君ノ知ラルル所ナリ爾後時ニ洪水ノ害ヲ被ルコトアルモ之ニ對シ
テハ法令ノ範圍内ニ於テ其救濟ヲ圖レリ
以上ノ如クナルヲ以テ本質問ノ各項ニ對シ逐一答辯セス
右及答辯候也

明治三十三年二月二十日

大藏大臣伯爵松方正義
内務大臣侯爵西郷從道
農商務大臣 曾禰荒助

衆議院議員田中正造君ヨリ亡國ニ至ルヲ知ラサレハ之レ即亡國ノ義ニ關ス
ル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十三年二月二十一日

内閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員田中正造君提出亡國ニ至ルヲ知ラサレハ之レ即亡國ノ
義ニ關スル質問ニ對スル答辯

質問ノ旨趣其要領ヲ得ス依テ答辯セス
右及答辯候也

明治三十三年二月二十一日

内閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議員金岡又左衛門君外一名ヨリ火藥原料ニ關スル質問ニ對シ陸軍海
軍兩大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十三年二月二十一日

内閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員金岡又左衛門君外一名提出ノ火藥原料ニ關スル質問ニ對シ別紙
答辯書差進候也

明治三十三年二月十九日

衆議院議長片岡健吉殿

第一 火藥ノ原料タル硝石ハ無煙火藥ノ發明以來其ノ用漸次減少シ之ニ代
フルニ硝酸曹達ヲ以テスルニ至レリ故ニ硝石ハ目下之カ設備ヲ爲スノ必
要ナシ

第二 内國品ノ買收ニ付テハ充分之カ検査監督ヲ嚴密ニシ粗製ノ外國品ヲ
購買セシメサルコトニ注意ヲ爲シ居レリ

第三 第一ニ述フルカ如ク硝石ノ需用漸次減少セルヲ以テ殊更内國製硝石
ノ生産高ノ増加ヲ謀ルノ必要ナシ

特別委員長及理事左ノ適當選セラレタリ
臺灣ニ在勤スル官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案外二案

委員長 磯部 八五郎君 理事 野間 五造君
日本漆保護ニ關スル建議案

委員長 戸狩 權之助君 理事 佐藤 伊助君
特別委員長左ノ通指名セリ

工場取締及工業ニ從事スル労働者ノ保護ニ關スル建議案
小田 爲綱君 森本 確也君 秋山 元藏君

伊藤 德三君 本城 安次郎君 村野常右衛門君
河口 善之助君 原田 赴城君 磯部 八五郎君

在韓國居留民教育ニ關スル建議案
申本 康三君 恆松 隆慶君 根本 正君

有村 連君 白井 哲夫君 江角千代次郎君
三輪 潤太郎君 鞍谷 清慎君 奈須川 光實君

○議長(片岡健吉君) 明日モ開會致シマスガ、議事日程ハ公報ヲ以テ御通知
致シマス、今日ハ是デ散會致シマス

午後三時八分散會